

出席議員（17名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	9番	安部俊三	君
10番	佐々木守	君	11番	広沢真	君
12番	有賀光子	君	13番	水戸義裕	君
14番	舟山彰	君	15番	白内恵美子	君
16番	我妻弘国	君	17番	高橋たい子	君
18番	加藤克明	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	武山昭彦	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	平間清志	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	加藤 秀典 君
上下水道課長	畑山 義彦 君
槻木事務所長	奥山 秀一 君
危機管理監	小玉 敏 君
税収納対策監	佐藤 芳 君
技術管理監	関 孝志 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	伊藤 良昭 君
生涯学習課長	相原 光男 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 査	佐山 亨

議事日程 (第3号)

平成28年3月9日(水曜日) 午前9時30分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

(1) 桜場 政行 議員

(2) 広 沢 真 議員

(3) 有 賀 光子 議員

(4) 我 妻 弘 国 議員

第 3 議案第56号 固定資産評価審査委員の選任について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において10番佐々木守君、11番広沢真君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

2番桜場政行君、質問席において質問してください。

〔2番 桜場政行君 登壇〕

○2番（桜場政行君） おはようございます。2番桜場政行です。大綱1問を質問させていただきます。

自主防災組織の活動と対策の強化を。

平成27年度12月会議で、多くの同僚議員が災害対策について質問をしました。災害情報でのエリアメールと配信メール、インターネットでの「川の防災情報」の有効活用、また、県のハザードマップ作成事業に伴う白石川を含めた防災マップの改正や局地冠水対策マニュアルの作成など、今後、町が取り組む災害対策についての答弁をいただきました。

昨年9月に発生した豪雨では、住民からの問い合わせが100人以上、町内の被害情報確認などで人手がとられ、人が足りない状況とのことでした。大規模な水害や地震などの自然災害は、人間の力では食いとめることはできませんが、災害による被害は、自分たちの日ごろの努力に

よって減らすことが可能です。自助、共助こそが、災害による被害を少なくするための大きな力となります。

平成23年4月に42全ての行政区で結成された自主防災組織の活動と対策の強化が、災害時の減災に不可欠である。

そこで、伺います。

1) 協働のまちづくりを目指している本町において、自主組織である自主防災組織に対して強制はできませんが、役割や活性化の必要性を理解してもらい、活動と対策の強化を進めてもらうことはできませんか。

2) 今後、町が取り組んでいく災害対策に沿った防災計画の見直しにより、各自主防災組織でも取り組んでいく必要があると考えますが、町の考えは。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 桜場政行議員、自主防災組織の活動ということでございます。2点ございました。

1点目、自主防災組織の役割は、大きく2つに分かれます。災害発生時には救助・救出等の活動、平素には災害予防対策と地域防災コミュニティづくりや人材育成があります。

災害が発生したとき、被害を最小限に抑えるためには、発生直後、住民みずからが防災活動を組織的に行うことが必要であります。平素から地域における良好なコミュニティを形成し、いざというときに役立つ地域防災の基盤を確立するため、自主防災組織の育成が必要不可欠であります。

本町では、出前講座等を実施して、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主防災組織の意識の醸成に努めてまいります。また、地域における最小限の防災装備として、災害時用ハンドマイク、投光器セット、これは発電機と照明器具でございます。給水タンク等を町内全行政区に配布して機材の充実を図っております。

さらに、自主防災組織のリーダーを育成するため、宮城県防災指導員講習会などに参加をいただき、現在町内で120名の方が宮城県防災指導員に認定を受けるなど、人材の育成にも努めているところでございます。

これまで、各自主防災組織においては、消防署等の指導をいただきながら、着実に体制を整備し、その活動の一環として、初期消火訓練、安否確認訓練、避難誘導訓練等を実施しております。

なお、昨年9月関東・東北豪雨では、ほとんどの自主防災組織が、地区内を巡回し、被害状況等の把握を行っていただきました。さらに、冠水地区の土のうの運搬や集会所を避難所として開設するなどの対応に努めていただいたところでもあります。

2点目、平成26年、平成27年と2カ年にわたり改定作業を実施しております柴田町地域防災計画は、防災会議委員からのご意見・ご指摘を参考にして策定しているところでもあります。

今回の策定における主な改正点といたしましては、東日本大震災の教訓を踏まえた地震対策の強化や、豪雨等による土砂災害など風水害に対する防災対策等につきましては、国、宮城県の方針を受けて見直しを行いました。さらに原子力災害対策や火山災害対策等を追加したところでございます。

今後につきましては、改定した柴田町地域防災計画を分かりやすい形で広報紙へ掲載するとともに、自主防災組織との協働で研修会等を開催し、地域防災計画の内容の理解をさらに深めることで、災害発生時の体制強化につなげ、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 桜場政行君、再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 自主防災組織、42行政区が全て結成された。平成26年の一般質問で同僚議員が質問したときに、その42行政区のうちに、結成はしたもののまだ防災訓練をしていないという行政区があったと聞きました。あれから1年で、自主防災組織の防災訓練というのはいかにそれぞれの区民の人たちにとって大切なことだと思うんです。そういった意味で、1年が過ぎて、恐らく42行政区の自主防災組織の中で防災訓練をもう全て行っていると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 42行政区に自主防災組織ができているわけでございますけれども、昨年平成27年度で確認したところ37組織が実施しまして、残念ながら6組織がまだ訓練を行うことができなかったということです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 残念なことに6の行政区が防災訓練をしていないということです。差し支えなければ、差し支えがあったら結構です。その6つの行政区をこの場で教えてもらうことはできますか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 6B区と11D区、そして22、23、24、30区ということで、6つの

組織になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 恐らく平成25年度の地震対策総合訓練のときに30区が防災訓練をしていないということで、町と一緒にしようということでそのとき議員である我々もその場にいました。30区の区民の方たちは、たくさんの方がいました。婦人防火クラブ、そして子供たちも一生懸命火消しとかいろんな形をやっていて、町が声をかければ何とかこうやってできるのかなと。たくさんの方が参加していました。30区がその後ちょっと継続をしていないということは、とても残念であり、ほかの6行政区、平成23年に結成されたということで、早いところは、恐らく平成十何年に結成しているということで、もう十何年も防災訓練を行っていない。担当課としては、行っていない行政区に対して何かできない理由とか課題とか、そういったものの把握はしているんですか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 入間田地区の21区から24区にかけては、区長たちが集まりまして全体会を2回ほど話をして煮詰めていただいたんですけども、残念ながら各組織がうまく機能しませんで、今度は平成28年度に向けて新たに話し合いを持って、平成28年はそういうふうに進めたいということで行っております。

あと、30区につきましても内部的に自主防災の組織内がきちんと機能してなかったのも、前回の町の訓練はできたんですけども、今回はちょっと声をかける人がいないのでできなかったという話を聞いております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 残りの6B区とか11D区も同じような内容なんですか。だとしたら、恐らく区によってもやっぱりいろいろ諸事情はわかるんです。なかなかまとまりがつかない行政区もあるし、その区が、例えば2つ、3つに分かれているとか、いろんな諸事情はあるんですけども、僕は今回の一般質問で、本来からいうと42行政区全て防災訓練をしているものだと思って再質問しようとしたんですが、ちょっと話を変えて、やっぱり6行政区が全て防災活動ができるような質問にかえさせていただきたいと思います。

それと同時に、いかにやっぱり防災訓練が必要で、いざとなったときに、いざ、じゃあ行政がどういったものができるかというものを皆さんご存じだと思いますけれども、改めてそういうことに触れて質問をさせていただきたいと思います。

今、危機管理監からお話がありましたけれども、それは区の事情ということでした。それ以

上に危機管理監として、担当課としてもうちょっと働きかけというのはできなかつたんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 区にも、訓練をする場合はうちも手伝いますのでというお話をさせていただいております。あと、そういうことで話し合いはしてはしておりましたが、残念ながら訓練がされなかつたということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 平成26年度にも同僚議員が質問をして動いたのが2行政区で、6つが残っているということです。僕は、担当課としては地域の課題にもうちょっと入り込んで解決してほしいと思ったんですけれども、できなかつた諸事情というものをもうちょっとお話を聞かせてください。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） うちのほうも出前講座等で、各地区にそういう防災についてのPRに努めますから、ぜひ出前講座等を利用していただきたいという旨をお話ししておりますが、その出前講座自体にも応答がなかつたということでございます。

ほかに、私たちだけではなく社会福祉協議会も区長を中心にいろんな講座を持っていただいております。ですから、町だけでなく社会福祉協議会のそういう研修などにも出ていただきながら自主防災を充実していただきたいというお話はさせていただいておりますけれども、実際のところは残念ながら訓練はされなかつたということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 防災訓練を十何年行っている行政区で、例えば平成27年9月の関東・東北豪雨の話をさせてもらうと、もともと白石川の右岸は破堤しないという条件のもとでやっていると思うんです。それで、ほかの行政区の防災計画書を見られなかつたので、改めてうちの区の防災計画書を読ませてもらったら、残念なことに地震だけの防災計画書になっていたんです、実際の話。それで、仮にもし9月の関東・東北豪雨のときに、白石川の水位が氾濫危険水位の17.8メートルに達して避難指示を出したとき、船岡の町なかの人たちはどこに避難をしたと思いますか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 町のハザードマップ等にも、白石川が破堤するのは三名生地区で、船岡地区はまず破堤しないだろうという国と県の指導のもとハザードマップでございます。

実際避難するというときは、まず一次避難所ということで各地区の集会所が一次避難所にな

りまして、そこで身の安否の確認をするということが最初の避難の仕方でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） そこなんですけれども、船岡の町なかの方たちは、白石川が破堤しないという条件のもとで確かに一次避難所は集会所。まとまったら、ある程度人員確認ができれば、あとは船岡体育館、もしくは船岡中学校に第2次避難所があります。例えば本当に、じゃあ白石川の右岸が決壊した、じゃあ集会所の避難所にそれぞれ5区だけじゃなくていいです、ほかの町なかの人たちが集会所にも避難したら、それは浸水の水位によっても大分状況は変わると思うんですけれども、水位がまだはっきりしていないという状況がありますけれども、もし水位が、例えば3メートルないし5メートルものが、ゴォーっと町の中に入ってきたら、そういうときのシミュレーションとしては、危機管理監としては船岡の町なかの人に被害がとんでもないような甚大な被害が起こったと思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 白石川が破堤しまして船岡側に浸水するということでありますれば、それが、船岡が3メートルということで越水すれば、その水が下名生だともっと高くなるということでございます。そうなりますと、船岡、町全体が冠水してしまうだろうと思われまので、そのときは船岡城址公園に避難をすとか、そういう高いところに避難、あと、この前の関東・東北豪雨でも、横に動くということが厳しければ、2階ないし3階、あと、頑丈な建物に避難をすということも大切な避難の方法だと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 実際、防災訓練をしている船岡の町なかでさえ、避難場所が、避難所じゃなくて避難場所が船岡城址公園ということを理解している人たちは少ないんです。今回決壊などすることなく済んだんですけれども、これが本当に決壊していたら、本当に集会所に避難していいものか。十何年間防災訓練をやっている区でさえそのさまなんです。

そういった意味では、組織は立ち上げて、じゃあ防災訓練をしていない区民の方たちは、不安はないんですかと思ったんです。その辺の、訓練を行っていない区民の方たちの不安の声というのは聞いたことがないですか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） この前の関東・東北豪雨のときは剣水地区が冠水してしまったもので、そのときは今までの訓練が、震災、地震訓練と火災訓練が主でございました。その後、

この5年がたちますので、うちでも地震と火災だけではなく、この町は白石川と阿武隈川の合流地点でありますので、そういう冠水訓練も、洪水とかそういうこともやってくださいという話を、12A区についてはそういうことで、冠水したらどうするということの訓練もしております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 実際、本当に船岡に関しては、冠水も含めてなんですけれども、やっぱり洪水関係の防災計画の見直しというのは絶対しなきゃいけない。

ひとつうちの区の話をちょっとここでさせてもらって恐縮なんですけれども、実は関東・東北豪雨のときに、9月10日、23時10分に避難準備情報がエリアメールを通じて出されました。正直、うちの防災計画の中には豪雨での避難のそういった対処の仕方というのが訓練もされていなければ明記もされていない。ましてや夜中だし、豪雨だしということで、正直、エリアメールが入ってから区長から連絡が入ったんです。実際、この時間だし、外に出るのも危ないから垂直避難で、避難は2階だということで。ところが、5区のひとり住まいの高齢者の方で何人か平屋の方がいたんです。もうしょうがないから、区長と副区長、副自治会長、3人いるんですけれども、その3人でとにかく避難指示、勧告か指示が出たらそのときに平屋の高齢者の方たちを我々役員の2階に避難をさせなきゃいけないという緊急だったんですけれども、5区は世帯数も少なく、高齢者の把握もしていたので誰々が平屋でこういう方たちがいるというのは把握していたので、4人ぐらいの役員がいれば避難ができるかなと考えて。ただ、そのときに、落ちついたときに区長も含めて役員で、ちょっとやっぱり白石川の決壊も少しは考えなきゃいけないし、防災計画の見直しもやっぱりしなきゃいけない。ましてや破堤した場合に、果たして一次避難所が5区の集会所でいいのか、この辺の見直しもしなきゃいけないし、そういう話し合いをして、平成28年度に町がつくった防災関係のものをもとにして正しいものをつくらうと5区としては考えているんです。

そういった面では、ほかの白石川右岸などの船岡の町なかの防災計画というのは、やっぱり地震中心で、豪雨に関して、洪水に関してのそういったマニュアルと計画ができているのか、把握はしていますか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 9A区が、やはり白石川の右岸で白石川が破堤した場合ということで、昨年11月に土手内から船岡体育館まで避難するという実際の訓練を行っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 訓練をしている行政区はいいんです。ほかのそういうことをしていない、ましてや結局、町なかの方たちというのは地震をメインにした計画なんです。だから、例えば4区もそのとおり。対象のほうは一生懸命訓練をやったとして、ほかの行政区、例えば船岡地区に限ってはどのように把握しているのか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 今年の豪雨によりまして、国土交通省も平成27年度で阿武隈川の洪水マップの見直しをするという話がありまして、県も、県の24の河川のハザードマップの見直しを平成28年度にかけて行うという計画がありますので、それを受けてうちの町の平成22年に出したマップの見直しを行っていきます。それをもとに、今度はやはり地区にこういう見直しがあったので、今後の地区の避難の参考にさせていただくように、これも広報とかこのマップが、県、国の指導を受けて改正をしますので、それを全戸配布して町民にPRをして、やはり浸水に対応するように十分PRに努めていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 行政的にはそういったものをつくると、基本的には広報もしくはホームページに掲載するやり方はとってもしようがないと思います。もしくは危機管理監がみずから行政区に行って説明をする。でも、それもなかなか全ての行政区に行って説明するのは大変ということで、やはり自主防災組織があって防災訓練のときにそういったものもしっかりと通知をしてお知らせをすることが大事。例えば行政区の1割、2割の参加の方でも大きなことがあったら、その参加した人たちがこの災害はここじゃないんだと、もっと遠くに逃げなきゃ、例えば避難場所に逃げなきゃいけないんだということも絶対必要だし、恐らくやった効果というのはいざというときには必ず減災につながる大切なものだと思うんです。だからこそ、いまだに防災訓練をやっていない行政区が私としては不安。ましてや柴田町のまちづくりというのは協働のまちづくり、これはイベントとかそういうものだけじゃないです。防災も含めてですね。そういった中では、そういった意識がまだ町民の方にはないというのも、物すごく寂しい気がします。それはやっぱりちゃんと課としては、もうちょっと何かの方法を考えて、やっぱり積極的にもうちょっと、お願いするだけじゃなくて、お願いしてできなかったらもうちょっと何か方法を考えるというものをやっぱり考えていかなきゃならないのかと思います。

例えば東日本大震災のときに岩手県釜石市で、避難場所と避難所の区別がつかなくて200人の犠牲を出した防災センターに避難したという例が有名だったんです。これは一体何かという

のが、防災センターが避難所であって避難場所ではなかったと、明確に区別がされていなかった。そして、その住民の方たちもまだそこまでの判断ができなかったことが、被害の拡大した一因と言われているんです。だから、基本的にはホームページに載せた、広報をただけではこれからはだめだと思えます。だからそういった意味では、6行政区、ぜひとも何かの方法を使って実施していただきたい。大変申しわけないんですけども、わかり切っている質問をあえてここでさせてもらいます。大変申しわけないんですけども。例えば災害が柴田に発生し、甚大な被害となりました。行政として住民にどれだけのサポートができますか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 甚大な被害になりますと、その調査だけで職員がほとんど出払って、そして、やはり順位を決めて対応に当たるといったことなので、各行政区1つずつとかは、とても手が回らないということになるかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 今の答弁でまた質問をするのもあれなんですけれども、じゃあ大変申しわけない。避難の誘導はそういう状況のとき、できますか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） そうなりますと、やはり自主防災の力で自助、共助の力をかりまして、それがやはり普段からの訓練につながるもので、そこで避難誘導をしていただくというのがやはり一番の働きだと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） おまけにもう一つ言います。ひとり暮らしの高齢者とか、また障がい者の方々、全ての方々を避難場所に、もしくは避難所に役所で避難させることができますか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 要支援者の名簿につきましても各行政区に提示をしまして、その中ではその支援者に対して実際それをサポートする人たちを決めて、いざというときにはその方々がサポートするような組織をつくっている区もあります。町がそういう災害のとき実際に行けるかといいますと、先ほど来答弁しているようになりかなり厳しい状態ですので、やはりその辺は自主防災、そして社会福祉協議会、民生委員とかの力をかりて、要支援者等の避難をさせるということで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 本当に、だから自主防災組織の活動というのはやっぱり大きいんです。

そういった意味で、例えば柴田町のホームページから探すと防災組織の活動ということで、平常時にはこういったことをやりますと。災害時にはこういった行動を自主防災組織の方たちをお願いをしますみたいなことが書かれています。実際やられている行政区は、この内容からするとどのぐらい、例えば防災訓練の内容というのは、危機管理監は38組織のどんな活動を、訓練をやっているかというのは大体把握していますか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 毎年やっているところは、そのたびにメニューを変えたりしております。そしてやはり避難初期消火、あと炊き出し、婦人防火クラブの方々がいらっしゃいましてその炊き出し訓練ということもしていただいております。あと9 A区とかは、要支援者を車椅子とかりヤカーに乗せてそういう避難訓練をしているとか、そういうことがあります。中には社会福祉協議会の協力を得て、やはりその想定をしてどう逃げるかとか、そういう図上訓練も行っているところがあります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 柴田町の住民の自主防災組織の中に、災害時には5つの項目が記載されているんですけども、私はこの中にやっぱり自主防災組織の災害時の仕事として、地域に住む高齢者、障がい者などの災害弱者の避難の実施などにも協力してもらうこと等も記載すればいいかと思うんですけども、これだけ見ると、災害時には自分たちそして家族が助かればそれでいいのか。地域に住む高齢者とか本当に災害弱者の方たちは、地域防災組織では放っておいてもいいか、みたいな捉え方をする人もいるんですけども、その辺の、今言ったことを災害時に追加で記載してもらうことは、考えてもらうことはできませんか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 常時で避難行動支援者の状況把握というところで、ふだんにはそういう把握をして、それが発生時には避難の実施ということで、うちではそれを捉えているわけなんですけれども、やはり今桜場議員のおっしゃるように、わかりやすい言葉でそれがわかるように明示をしていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 自主防災組織の防災訓練がやっぱり町にとっても、そして地域にとってもそして個人にとっても、とても重要なことだというのは恐らく各職員、みんなわかっているはずだと思うんです。ここで、やっぱり全ての行政区に防災訓練をやってもらうために、危機管理監は何か通告も出していましたから、恐らくこんな質問が来るだろうという話でいたと

思うんですけども、何かもう一つぐらい6つの行政区に対して何か町で考えていることはございますか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今の質問に対して、実は各行政区で地域計画というものをつくっております。それにも当然自主防災の活動もソフト事業というところで位置づけをして、町としてソフト事業で認定をしていただいております。これだけのやはり自然災害が多発しているというところで、5年前にはそこまで想定しないで各行政区に指導してきました。間もなくその地域計画づくりも改定時期を迎えます。ですから、その機会を捉えてやはり自主防災の訓練を義務づけるとか、弱者の範囲をどこまでにするという基準を、今回つくる防災計画にのっとりつつ地域計画も少し進化をさせるようなやり方が今後必要だろうと、議論を聞いていて思っております。

間もなく平成28年、平成29年には改定時期になりますので、そのタイミングを使いながら各行政区長、そして自主防災組織の会員の皆さんにも、この2年の期間の中で意識啓発等、計画づくりに協力をしていきたいと考えております。資金的にも、活動費も地域づくり補助金の中で支援もできますので、そこも踏まえて、そしてハード事業も踏まえて、いろんな形で今後とも地域づくりの中で共助の部分でやっていきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） すごくうれしい答弁をいただきました。せっかくまちづくり政策課の課長が今答弁してもらったので、基本的に町の災害なんていうのは、危機管理監だけではなくて全ての課が連携してやっぱりつくり上げなきゃいけない。そういった中で、集落支援員が2人いますね、シルバー人材センターから2人の方に。この人の活用も、例えば防災訓練ができていない6行政区の方たちにしつこく、やっぱり危機管理監も仕事が忙しい、ましてや3月に退職なさる関係もあるので、やっぱり集落支援員をうまく使わなきゃならないと思うんです。例えば課長、済みません、今、集落支援員はどんなお仕事をやっていたか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 各行政区の横の情報を伝えるというところなんです。例えば先ほどの指摘があったように、防災訓練、この地区ではどういう特色ある防災訓練をやっているというのを各行政区長に通知をしたり、あと広報のつくり方です。広報紙としてお知らせ、行政区でどういうことを知らせるかという紙面づくりとか、そういうものを今までやってきていただいて、各行政区長のあわせの中で一緒に会議を持っていただいた中で意見交換をしてい

るところで、各行政区長に各地区の情報の共有化を図ってきているというのが、今のところの集落支援員の役割です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） ということは、それぞれの行政区の課題とか現状とかニーズというのはすっかり把握しているんですね。その集落支援員の方に危機管理監なり、もしくは総務課長でもいいです、何回かの講習を受けて、防災訓練がいかに必要かというものをしっかりと把握してもらって、それをできていない6行政区に集落支援員の方たちを何度となく通わせて、そして理解をしてもらう。防災訓練の大切さ、重要さを理解してもらう。そういう方法もあるかと思うんですけれども、そのようなお考えはいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は、集落支援員制度を平成27年度で終了させたいと思っております。それ以外の役割の中で、実はまちづくり推進センターの業務の中で今後少し充実させていきたいと考えておりますので、その辺は地域づくり計画の中での支援という形に位置づけていきたいと考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 集落支援員に頼んだら一番いいかと思ったんですが、平成27年度廃止と、済みません、初めて聞いたものだから、大変申しわけない。あと、例えば自主防災組織で防災訓練をやっていない地区において、やっぱり消防団の方とか婦人防火クラブというのは、消防団は恐らく何名かいると思うんです。それから、婦人防火クラブというのは、間違いなくいるはずなんです。他の行政区を見ると、若干、例えば消防団の方たちが中心に防災訓練をやっている。例えば、大変申しわけない、西住のあの訓練の姿、婦人防火クラブの姿を見たら、例えば30区ができないような状況だったら、婦人防火クラブに頼んで、ぜひあなたたちが中心になってやってくれたとか、そういった方法も考えるべきではないかと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） いろんな団体がいらっしゃいますので、地区全体でやるということだと区長の理解を得ることが一番大切で、区長にまずお願いして、こういう団体がいますから、こういうところでいかがでしょうか。やりたいという機運がありますということで、そういう働きかけを今後強めていって、6団体が残っておりますけれども、それを訓練をしていただくように努めてまいりたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） ぜひ、消防団もしくは婦人防火クラブの方たちに声をかけたりして、もちろん区長がいることはわかっています。だから、その人たちに、区長に納得してもらって、大切さも含めてなんですけれども、納得するまで言ってもらって、そういう形もあって防災訓練ができる形が、もしかするとできるのかと思いました。

あと、もう一つあるんですけれども、例えば福祉課長、大変申しわけないですけれども、先ほど来、社会福祉協議会でどうのこうのと話がありました。いこいの日というのは42行政区があるうちの38か39ぐらいの地区でもう、いこいの日を始めています。正しくは、幾らでしたか。39か40と聞いていましたけれども、その辺。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 39でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） その行政区によっては、年に1回のいこいの日、もしくは3回、5回、6回とかというのは、行政区によっていろいろ違います。例えば年に1回のいこいの日を使って、それは危機管理監が行くのか、もしくは社会福祉協議会の防災に詳しい人が行くのか、そういったものをできれば福祉課から社会福祉協議会にお願いをして、例えば自分の地区の防災マップをつくるいこいの日を1年に1回じゃ多いから、2年に1回ぐらいはそういった内容で企画を運営してくれないかという要請をすることは可能なんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 最終的には社会福祉協議会のスケジュールとかもございまして、今議員からご提案があったことにつきましては、社会福祉協議会にお伝えしたいと思います。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は防災マップについては、社会福祉協議会でも各行政区に、つくる行政区は補助金を出すということで、ほとんどの行政区ではもう防災マップは策定済みと我々は認識しておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 各地区の防災マップが大体平成18年の作成とか、もしくはそれ以前のものなんです。だから、先ほど来、私が話していた正しい地区の防災マップ、ましてやいこいの日という言葉を行いましたけれども、恐らく小中学生が参加しても構わないんです。社会福祉協議会からの補助金の関係で、終わった後に食事をする弁当を出すとか、そういうことがあ

るんですけども、恐らく、例えば改めて地区の防災マップをつくるというときに、例えば高齢者だけが集まるんじゃなくて、区長が声をかけてそこに例えば65歳未満の方たちを集めて、みんなでつくろうやと。恐らくそういったことも可能だと思うんです。ぜひ、福祉課長には社会福祉協議会の日程の都合もあると思うんですけども、そういう話をかけていただければと思います。改めてどうですか。

○議長（加藤克明君） 答弁ですか。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 社会福祉協議会に声をかけてまいります。

○議長（加藤克明君） 補足で。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実はまちづくり政策課でもその場所の危険地帯、つまり交通、道路とか危険な箇所を含めて防災マップという位置づけでいろいろ行政区からの指導というか、協力要請があった場合は、職員が行って説明をしながらアドバイスをしているということなので、災害時だけじゃなくてそういう環境的なところも踏まえた中で、今後整備を進めていっていただきたいということでの各行政区への説明を今しているということです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） まちづくり政策課長、よろしくお願いを申し上げます。

ところで、局地冠水対策マニュアル作成で、12月補正、承認があって、答弁を聞くと本年度中、要するに3月ぐらいには作成をしたいような答弁がございました。どのような進捗状況か聞かせてください。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 現在、庁舎内の各都市建設課・農政課・上下水道課からの資料等をいろいろいただきまして、今度は実際の地区に、剣水地区とか槻木、西住とか船迫とか4カ所ほど出向きまして、そこの歴史とかそういう部分を聞いて、それをまとめていくということで今進めているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 今作成中であり、年度内には作成できるということですか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） そのように努めております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 局地冠水対策マニュアルを作成したときに、やっぱり町長の答弁にありましたけれども、柴田町の水害の歴史もやはり同時に町民の方たちに理解をしてもらわなきゃ

いけないということで、作成をしている途中に各地域を回って説明なのか、でき上がった後に各地域を回って水害の歴史を話すのか。できれば、そのときにやっぱりそういった意味でも、本当に物すごい雨が100ミリぐらい降ったら、どうしても柴田町では浸水とか冠水が起こるんだと。だからこそ、やっぱりしっかりと活動して、自分の命は自分、そして自分の命がおさまったら地域を助け、地域を助けたら、障がい者をみんなで救おうよと、そんな話をぜひともやっていただきたいと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 実は9月に水害が起きました剣水地区の総会に呼ばれて行きました。大変いい機会ということでございますので、地域の方々の困ったことを聞く機会、それからそれに対する町の対応について15分という限られた時間でございますが、総会の席で説明させていただきました。そのとき、いろいろ剣水地区の水の歴史をお話をさせていただいたところ、地区の古老、昔から住んでいる方からフォローをしていただいて、この地区が昔から水害地区で100年の歴史があって戦ってきたこと、それから三名生の水門、それから下名生の水門がわずか22年前にやっとできたということをフォローしていただいて、町民の方から後で聞いた話ですが、大変よかったという話を、一部ですが私の耳に入ってきましたので、やはり策定中にいろんなその地区の歴史がございます。槻木地区であれば、今冠水しているところは用水のための鯉沼という沼だったと。わざわざ沼をつくって用水に使っていたという歴史を、私から話すと言いわけに聞こえますが、地区の方々にしゃべっていただくと、ああ、そうなのかと。槻木地区は新しい住民が入ってきておりますので、そういった意味で懇談会は大変重要だと位置づけ、ですから、策定のある程度の対応は持っていきますけれども、ゼロから水害の歴史から始めて、最終的に局地冠水対策マニュアルを作成するよう、今指示をさせていただいて、危機管理監みずから4カ所と言っておりますので、私も職員の数もございますので、4カ所で今回住民懇談会をさせていただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 町長みずから住民の方に説明をすることはとても大事なことです。危機管理監の話の聞くと、防災訓練ができていない地域には何かそれぞれの諸事情があって、私が今提案したやつもやってもどうかなという不安があります。それで、できれば、できるかどうかかわからないんですけれども、できていない地区限定で、地区防災組織ってありますね。行政区に限らず連携して、事業所とかお店なんかと連携して、そういった組織もあるんです。それも含めて全て柴田町の42行政区がしっかりつくって防災訓練をして、そして協働の本当に重要

さがわかるような柴田町にできるようにお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて、2番桜場政行君の一般質問を終結いたします。

次の質問者広沢真君から資料の提出がありますので、これから資料を配布いたします。その間、暫時休憩とします。

午前10時22分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

ただいま資料を配布いたしました。ご確認いただいたと思います。

それでは、11番広沢真君、質問席において質問してください。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。

大綱2問、質問させていただきます。

1問目、**国民健康保険で国の保険者支援の公費拡充を活用し、国保税の引き下げを。**

昨年の12月会議でも取り上げましたが、平成27年度から国の低所得者対策のための保険者支援として、国保向けの公費が拡充されています。これを活用して、12月の時点よりもさらに国保税を引き下げる自治体がふえています。公費拡充の目的では、厚生労働省も、被保険者1人当たり約1万円の財政改善効果と、国保税の引き下げを認めています。柴田町でも国保税を引き下げるべきであり、できるはずであります。

そこで伺います。

- 1) 公費拡充分の金額は。
- 2) 活用をどのように考えているのか。
- 3) 国保の財政調整基金の活用は。

大綱2問目、**削減された生活保護の冬季加算補充を初め、低所得者支援の独自制度を。**

国の制度改変で、11月から4月までの生活保護の冬季の光熱費の増を見込んだ冬季加算金が減額されています。ことしは原油価格の低下で幾らかましですが、消費税増税で苦しんでいることも含め、生活が大変になっています。また、年金生活者で生活保護費以下の収入で暮らす低所得者に向け、独自の支援策が必要ではないでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員、大綱2点ございました。

まず、国民健康保険で3点ございます。

今回の保険者支援制度は、国保税の軽減対象となる低所得者数に応じて財政支援を実施するもので、平成27年度から約1,700億円を、平成29年度以降は毎年3,400億円の公費拡充が行われるものです。

本町の公費拡充分は、平成27年度保険基盤安定負担金の保険者支援分が、7,503万4,293円となり、前年度比4,963万円の増加となっています。

今回増額となった保険者支援分は12月補正予算で計上し、一般会計からルール部分の繰り出しとして保険基盤安定繰出金を支出し、国保の療養給付費の増額分の支払いに充てたところで、す。

国保財政調整基金の残高は、平成28年2月末現在、3億5,732万8,130円となっています。できれば私も引き下げができればと思いますが、残念ながら柴田町の現実は相当厳しいものがございます。

平成27年度の療養給付費は、2月の支払いでは2億8,800万円になるなど、医療の高度化に伴い、毎年度、前年度比8%を超える増加傾向が続き、財政調整基金を取り崩さなければならない状況にあります。

国保財政調整基金については、国保税が被保険者の減少によりふえる見込みが少ない一方で、療養給付費が相当増加していることから、歳入不足も想定され、今後国保税の引き上げにつながり兼ねないので、そうならないようその備えとして活用せざるを得ません。

国保税の税率引き下げについては、12月会議でもお話ししましたが、平成27年度国保事業会計の決算状況や、平成30年からの県と市町村の国保共同運営について協議する宮城県国保運営連携会議の検討内容等を踏まえ、検討してまいります。

また、医療費の適正化を図り給付費の伸びを抑えるために、被保険者の健康状態を把握し、早期に保健指導などを行うことができるよう、平成28年度から健康診査の自己負担の無料化を行います。

大綱2点目、生活保護受給者の冬季加算につきましては、冬場の暖房用として加算給付されているところです。平成27年5月、生活保護法の改正により、冬季加算について本町の場合は、11月から3月までの加算期間が1カ月延長され、4月までとなりました。支給額は、単価改正

により減額されていますが、期間の合計では増額する世帯や減額する世帯があります。

灯油助成については、本町では、平成19年度と平成20年度にかけて、灯油価格が大きく高騰した背景から、町民税非課税の高齢者世帯等に対し、世帯当たり5,000円の灯油代の助成を行いました。

現在、灯油の価格は下落傾向にあり、18リットル当たり1,000円を切っており、灯油代の助成を行った当時の半額以下の状況であることから、灯油等購入の助成については必要性は低いものと捉えているところです。今後も引き続き、原油価格の動向等を見据えてまいります。

次に、生活保護費以下の年金生活者への支援についてですが、年金生活者の有無にかかわらず、生活保護基準を下回る状況であれば生活が困窮しているものと推察されますので、早急に町や仙南保健福祉事務所を初めとする相談窓口を利用するよう、お勧めするものであります。

なお、低所得者支援といたしまして、国の方針に基づき、平成26年度と平成27年度の2カ年にわたり、町民税非課税世帯に対し、臨時福祉給付金の支給を行っております。

さらに、平成28年度については、国の予算が可決された場合には、低所得高齢者等に1人当たり3万円の年金生活者等支援臨時福祉給付金の給付が実施される予定となっております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） ただいまから休憩いたします。

10時45分から再開いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。広沢真君、再質問ありますか。

○11番（広沢 真君） 12月に引き続き同じテーマでの質問になっていますが、改めて確認のために柴田町の国保加入者数と加入世帯数の数字を教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 柴田町の国保加入世帯数なんですが、直近でお話ししますと1月末現在で世帯数が5,595世帯、総数が9,563人です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 12月に聞いたときより少し減っているんですが、5,670世帯だったと思うんですけども、その減少には何か要因がありますか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 就職をして社会保険に移られる方が、多分景気の動向に左右されるものと考えておりますが、今年度の当初でお話ししますと、4月の時点では9,900人であったものがここまで今減少傾向ということになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） わかりました。

今のご答弁によると、医療給付費の補填に使っているというお話ですが、そもそも私が言っている制度の確認をしたいと思いますが、昨年度、平成27年度から国の保険者に対する支援、低所得者対策ということで来ている国の負担の上乗せ部分です。昨年度は約1,700億円、今年度については1,664億円という形で計上されていたと思います。この中身ですが、現在、法律によって定められている低所得者対策の国保の軽減措置、2割、5割、7割の財源を補填するために国と都道府県と市町村が一般会計から繰り入れをするいわゆる法定繰入をしているわけですが、その中で市町村負担分を一部国が肩がわりをするという形で来ていると認識しているんですが、それで間違いないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） そのとおりでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） そうすると、これまで計上経費として出されていた法定繰入分の町の分が、結局肩がわりしてもらった分が浮くという形になります。その使い道が先ほどのご答弁では医療給付費の不足分の補填に充てているというお話なんですが、そもそもこれを行ったのは、国の趣旨としては各被保険者当たりの国保税の負担を軽減するという名目で1,700億円、昨年度からついておまして、平成30年度からはこれにプラスして1,700億円、ですから合計3,400億円。これは期間限定ではなく法律にも明文化された恒常的な措置ということになります。

先ほどの私の一般質問の最初の文書の中では、約1万円の財政改善効果ということですが、この財政効果1万円の改善効果というのは3,400億円、平成30年度の段階で3,400億円になった段階での財政効果ということで1万円ということで、今行われている分でいうと、平均大体5,000円前後の財政改善効果、いわゆる保険税の軽減ができると言っている部分であります。

これで来ているお金を大体世帯数で割ると、単純計算で5,595世帯、私が試算したのは12月に聞いていた5,670世帯で大体割ると4,900万円のお金でいうと1世帯当たり割り当てをすると、

大体8,500円前後になるという金額です。

私はこれを使ってぜひとも国保税の値下げをしてほしいということなのですが、国保の会計を当然町も問題にしている、将来的な不安、国保会計が赤字に転落するのではないかということも含めてやっているんですが、確認です。今の国民健康保険特別会計で平成26年度は赤字会計ではなかったです。そのほか累積の赤字はなかったと思うんですが、これで間違いはないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 一般会計からの補填はないので、赤字はないということによりしくをお願いします。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 通常、累積赤字がある場合には、繰上剰余金という形で計算処理をするか、あるいは年度末あたりに一般会計からの法定外繰入をして、つじつまを合わせるというか、赤字分を補填して黒字化するということがなされていなければ赤字として出てくるはずなので、それは出てきていないので間違いなく累積赤字はないと考えています。その点では、今の柴田町の国保会計、法定外繰入もせずに保険の中でおさまっているという点で、非常に健全な会計だと思うんです。その点では、この間の町の努力の結果として赤字を生み出さなかったというのは、大いに評価できる点でありますし、この場にも歴代の国保所管課の課長をされた方が何人かおられますが、その方たちも含めての努力の結果だと思うんです。じゃあその黒字会計を続けてきている、今優良といってもいい会計なんです、その中で、例えば赤字に転落するという不安、懸念を持っておられるということを答弁で明らかにされているんですが、じゃあこのまま行ってどのあたりで赤字に転落するのかという予測、見通しというのは今あるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 町長が答弁でも申し上げましたように、2月の請求分、12月分の療養給付費が初めて2億8,000万円という数字を見たときに、国保の財政調整基金の3億5,000万円を考えても、1.5カ月分にもならない数字が出されて、非常に驚いたところでした。

先日、国保の運営協議会を開いたんですが、来年平成28年は何とかなるだろうけれども、平成29年度に値上げしないでも大丈夫なのかということも委員からもご意見を出されるぐらい医療費の伸びが急激であるとは思っております。何とか町は平成30年までこのままで行きたいとは考えているところです。

- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 11番（広沢 真君） その場合、例えば今3億5,000万円ある財政調整基金の活用も前提にしたお話でしょうか。
- 議長（加藤克明君） 健康推進課長。
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 財政調整基金も活用した段階でその金額も入れてということですよ。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 11番（広沢 真君） その意味では、現在4,900万円来ている上乗せ分を平成30年度にはさらに上乗せになるわけですがけれども、そこを前提にするとどうなんでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 健康推進課長。
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 今が本当にぎりぎりのところで運営しているのご理解いただきたいと思ったんですが、今65歳以上から74歳の前期高齢者と言われる方の国民健康保険の加入者の中身なんですけれども、前期高齢者が約42%を占めております。60歳以上にしますともう58%ということで、ほとんど年金収入の方が国保の加入者と言ってもいい状態になっております。それを考えますと、病気をされる方も大変多いですし、医療費の増大はおさまらない。あとは、医療の高度化ということもありまして、なかなか厳しいのではないかと考えております。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 11番（広沢 真君） これまで、例えば単年度で赤字会計に落ちたことはあったでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 健康推進課長。
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 済みません、ちょっと確認してまいります。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 11番（広沢 真君） 少なくとも私が議員になってからはなかったような気がするんですが、その際、例えば先ほどお話しした前年度繰上剰余金という形で、次年度の保険料を前借りするという形で財政措置をするという方法があるんですが、そういうことを前提に国保運用を考えたことというのはあるでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 健康推進課長。
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 後年度に負担をかけるようなことは考えてはおりませんでした。控えたいと思っております。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 一つその不確定要素である医療費の高騰というのはあるんですが、通常ずっと黒字会計を続けてきて、例えば一般会計の表現で町長がよく使っておられる財政調整基金、貯金が3億5,000万円あって、それを考えると年を通じての、当然単月でどんと請求がふえるというのは不確定要素としてあります。毎年、今回は役場の中でインフルエンザがかなりはやったというのもあるんですが、インフルエンザの時期に医療費が高騰するというのはあるんですが、そういう状況の中で黒字にこだわる、当然健全財政で黒字になっていればそれでいいんですが、それが一番いいんですが、だからといって国保の本来の趣旨である誰もが安心して医療を受けられる社会保障制度の側面を確保する上で今の国民健康保険税というのは相当な負担になっていると思うんですが、そのあたり、町長、どう考えますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 私もこの事務方から直近のデータを示されて唖然としておりますが、3億5,000万円の貯金が、この3月の補正予算では3億1,000万円に減額になりまして、そして平成28年度では財政調整基金から1億9,000万円継ぎ足さないといけないということで予算編成をさせていただいて、平成28年度当初予算繰り入れした後の残高は1億2,000万円しかないという現実を示されております。

一方、療養給付費、平成26年と平成27年とで比べて伸びた率3億3,000万円でございます。これを平成28年度も多分このぐらいの伸びとなると一気に平成29年度は全体を値上げしなきゃならないという現実を示されまして、残念ながら値下げに回す分が柴田町の場合はあり得ないという話になった次第でございます。それでなくても今国保の負担というのは大変大きいということは認識しておりますが、柴田町はこれまで繰上剰余も行っておりませんし、広沢議員から川崎町と岩沼市の事例を挙げていただいて、法定外繰入をやりなさいだったかどうかわかりませんが、参考例を示されましたけれども、そこをやらないで何とか法定内でやってきた経緯もでございます。そういった意味でこの1億2,000万円という数字は大変心もとない数字になっているのが実情でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） その上で、会計上の問題でもう一つ数字を聞きますが、今現在で国保税の滞納額というのはどれぐらいになっているでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） 平成26年度の決算後の中では4億5,100万円余りとなっております。

- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 11番（広沢 真君） 滞納額という点では、最近の傾向として増減はどのような傾向になっているでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 税務課長。
- 税務課長（関場孝夫君） 毎年、国保税に関しては滞納額が増加しているというのが滞納額の状態といたしますか、ここ近年の滞納額の実績でございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 11番（広沢 真君） 現状で滞納額がふえているというのは悪質な滞納者がいるというよりは、むしろ経済的に大変で払えない人がふえていると私は認識しているんですが、その意味で現状の国保税が負担になっていて払い切れない人がいるという現状があるのは間違いないと思うんです。その意味では、国保税が負担になっている。だから払えない、滞納がふえる。そうすると会計が大変になって値上げを検討することもあり得るといふ悪循環が生まれている。そのことが柴田町だけではなく全国で起こっていると思っています。その意味で、この滞納額も含め税務課の努力によって、例えば短期保険証を発行する際の面談、分納誓約を結んでもらって少しでも払ってもらうということを全て努力は続けられているというのは、認識しているわけですが、それでも滞納額がふえているというのは、やはり国保税の絶対額に手をつけなければ滞納がふえていくというものもなくなるのではないかと思います。いかがでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。税務課長。
- 税務課長（関場孝夫君） 広沢議員おっしゃるとおり、確かに低所得者層の被保険者の方々の滞納額が例年続いているということでございますので、なかなか滞納額を減らしていくという方法といたしますか、徴収努力だけではなかなかそれを改善する場面には移らないというのが現実として認識させていただいております。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 11番（広沢 真君） そうすると、やはりどこかで悪循環を切らなければならないと考えるわけです。現状で大変だから現状の国保税のまま続けていく、あるいはひどくなったら値上げをしなくてはならないということですが、そうなった場合、今の税務課長のご答弁にもあったとおり、今後この滞納額がふえる形で一層その国保会計を圧迫する形になってくるのではないかと思います。その悪循環を抜け出すことについて、町長、どのようにお考えですか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やはり歳出額、医療費を抑える以外にはないというのが根本的な解決ではないかと思っております。そういった意味で柴田町は平成28年度から健診を無料にさせていただくということにしました。

もう一つは、やはり財政調整基金をうまく活用して、これ以上値上げをしない努力、恐らく10年ぐらい値上げをしていないのではないかと思います。そういった意味で国の支援策でほっと一息しているというのが実情でございます。平成30年度には3,400億円ということでございますので、その時点までに医療費を少しでも少なくして、もしその効果があらわれているのであれば、広沢議員の提案も検討するに値するようになればと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 現状で傾向を覆せないということであれば、どこかで手を打たなければ国保の会計は改善しないと思うんです。その意味では、この時点での負担があってもやっぱり被保険者の負担を軽減することというのは何よりの手だと思うんです。最悪の場合、私だって国保会計が赤字に転落すればいいなんて思っているわけではないです。だけれども、やはり国民健康保険という制度が日本国憲法第25条の健康で文化的な最低限度の生活を保障する、その憲法の規定と、そして国民健康保険法第1条で社会保障制度だと指定されているところからしても、やはりまず第一に国民、町民が安心してお医者さんにかかる状況をつくり出すのが自治体の最優先課題ではないかと思うんです。その意味で、例えば黒字会計を続けること、究極の選択肢かもしれませんが、黒字会計を続けることと、そして、それでなくて、国保税は払えない、お医者さんにかかれない人を一人でも救うこと。このことをはかりにかけた場合に、どちらが優先されるでしょうか。ちょっと厳しい答えですが、町長、いかがですか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やはり安定的に運営するというのが町民に対する一番の信頼を勝ち得るのではないかと思っております。一時的に被保険者の保険料を下げ、医療費が相当伸びたときにまた値上げということであれば、逆に国保会計の信頼をなくすということになりかねないと思っております。まさか、一般会計で法定外の繰り入れをするわけにもいきませんので、そういった意味では、長期的に今まで柴田町は安定的にやってきております。それも限界に達するぐらいに保険料をお願いしているものですから、今の体制を維持するのを優先させていただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） この部分でいうと、今まさに上乘せが来ているという点では、私はチャ

ンスだと思っているんですが、ぜひ考えていただきたいのは、安定的な運営をすることと言いますが、町にとって会計が安定していることが、イコール町民が安心して医療にかかれることではないと思っています。ときには町が負担を負うような形で町民の医療を助ける姿勢がやはり必要なのではないかと考えています。その部分でいえば、今回の国から保険者支援のためにおりてきているこの上乗せ分を保険税の軽減に充てることが何よりの方策ではないか。当然これで全てが解決するということは私は考えていませんが、それでも、例えば4,900万円を使って1世帯当たり8,500円の値下げを実現することが、少しでも町民が安心してお医者さんにかかれる状況をつくる。そのことでぜひ町としては判断をしていただきたいし、決断をしていただきたい。例えば会計上のテクニックとして繰上剰余金を計上するということも、時には町民を守るためという考え方ではありだと思います。突き詰めていけば、黒字を維持するということが国保会計の最上命題ではないはずなんです。要は、大体とんとんでいくような感じ、時には社会保障制度として公的負担がふえることであっても維持すべき制度だと思います。その部分を含めて、ぜひとも国保税の値下げというのは検討してほしいと思います。その部分で、再度強く要望して、次の質問に移ります。

次は、これまた低所得者対策なんですが、昨年度から生活保護費の冬季加算が削減されています。先ほどのご答弁にもありました。そのほかに住宅扶助の部分、いわゆる家賃分です。家賃分も含めて削減をされています。この部分でいうと、これまた最初に数字の確認ですが、柴田町の直近での生保受給世帯数と、それから冬季加算、あるいは住宅扶助の削減が柴田町で、これはその地域によって基準が違ってきますので、その部分でいえば柴田町と、例えば仙台あたりでは違っているわけですが、その部分の削減額は、大体平均して柴田町ではどのようになっているのかというデータがあれば、示していただきたいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 先に灯油加算で申し上げます。世帯によって異なるということで先ほど町長が申しあげましたけれども、お1人世帯では3,280円の減、2人世帯では1,190円の増、3人世帯では2,150円の減、4人世帯では6,250円の減となっております。

続きまして、住宅扶助、本町への影響はということでございますが、本町では単身、また2人世帯以上全て込み込みでございまして、住宅扶助は増額になっているところでございます。

○議長（加藤克明君） 課長、答弁漏れということで。

○福祉課長（鈴木 仁君） 生活保護世帯数は249世帯、年度末でなっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

- 11番（広沢 真君） ちなみに生活保護世帯の増減の傾向ですが、多分ふえているとは思っているんですが、直近の2年ぐらいと比較して傾向はどうなっているのでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） 今、2年間というお話でしたが、5年間を見ますと240世帯台でほとんど同数になっているということでございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 11番（広沢 真君） ちなみに生保の申請の申し込みというのは、増減はどんな感じでしょうか。実際に受給決定される以前の申請の数というのは。データがあればですけども。
- 議長（加藤克明君） 福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） 平成26年度のデータしか持っていないくて申しわけございませんが、平成26年度の新規の件数は45件。廃止の件数は39件となっております。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 11番（広沢 真君） ちなみに廃止の要因というのは、例えば仕事を見つけて仕事についたとか、あるいは誰かの扶養になったとかということもあると思うんですが、そういう要件としてはどんな感じなんでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） 就労に結びついたという方もいらっしゃいますし、また、転出ということもございますし、今議員がおっしゃいましたように扶養に入ることもございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 11番（広沢 真君） そうすると、全体的に我が町の生保受給世帯としては240台前後で来ているということなんですが、その部分でいう実際の生活面、先ほどの冬季加算減で世帯の人数によって増減が違いますが、2人世帯だと増で、それ以外のところは減だと思うんですが、この減がどういう影響を及ぼしていると考えておられるのでしょうか。例えば当然灯油を買うことを限定に来ているお金ではないので、生活費全般の中で金額が削減されれば、いろいろ考え方はあると思うんですが、どういう部分を削っているのか。生活保護費が当然最低限のものですから、必要最低限をそろえるという点でどこを削るかという部分が、やっぱり考え方として捉えておく必要があると思うんですけども、その部分、どうでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） 具体的なデータは持ち合わせてはおりませんが、生活扶助費というものもありますので、そちらでのやりくりもあるのではないかと推察はされます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 生活保護世帯だと医療費はかかりませんので、当然、例えば病気になったときの医療費を削るということはないと思いますが、特に冬季の場合だと、灯油代、ことしの場合には原油価格が下落していたのと、寒さという点では、寒くなったり暖かくなったりということで、厳しい寒さが続くということにはなかったんですが、ただ、それでも絶対額として削られているということであれば、やはり考えられるのは、光熱費とそれから食費でしょうか。その部分を削るということになっていると思います。それを、例えば国としてはこれでいいんだと言っているんでしょうけれども、柴田町の町内で暮らしていく上で、やはり食費や光熱費を削るということが生活にとっては大きな負担を強いるということになっていると思うんです。その部分でいえば、生活保護世帯という点での一番わかりやすい例ですが、特にあわせて考えなくちゃならないのは、最初の文書にも書いておきましたけれども、消費税の増税分というのは家計支出にとって大きな負担になっている部分があると思いますので、その部分も考えれば大きな削減になっていると思うんですが、町としてそのあたりを、要するに、この程度だったら大丈夫だと考えているのか、あるいは生保世帯にとって大変だと考えているのか、その辺の認識を伺いたいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 大変大きなご質問だと受けとめております。生活保護の基準につきましては、社会保障審議会生活保護基準部会におきまして、物価や賃金の動向等を踏まえながら総合的に判断をされてきたものだと考えております。それが金額的に下がったとなれば、生活保護の方々の基準は下がるとは見なされますが、国の機関において総合的に検証、検討を行ってきたと把握しているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） ちなみにその試算で言いますが、ただ、最近の生活保護に対するマスコミ報道なども含めたバッシングの部分というのが影響があって、生活で実際に金額を抑えられているだけではなく、非常に肩身の狭い思いをしている方がいると思うんです。これプラス生活保護世帯に対する負担というか、影響という点で、最近のマスコミ報道などによる生活保護受給者、不正受給を殊さらにクローズアップする報道のあり方で町内の受給者の皆さんも肩身の狭い思いをしていると考えるんですが、その部分をどのように捉えておられるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 具体的に私どもにはそういった声は届いてはおりませんので、済み

ませんが、把握はしておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 実際に全国の統計を見ても、いわゆる不正受給というのは1%に満たない人たちだと言われています。ただ、それが、例えば芸能人の家族の話などを取り上げて殊さらに強調されて、それが生活保護費の削減に利用されている面があるなど私は感じていますが、その部分でいうと、非常に肩身の狭い思いをしている上に生活も削らざるを得ない状況にあるというのは皆さん、共通の認識になるのではないかと思います。

その上で、福祉灯油のお話です。限定したお話で、冬季加算を支援するという点では生活保護世帯ということになるんですが、ただ、生活保護だけではなく町内には生活保護を受けていないけれども、生活保護以下の生活をされている方、収入が生活保護基準以下の方でも保護を受けずに生活されている方もいると思うんです。その部分で、例えば低所得者世帯を含めて、同じような福祉灯油の制度を実施しているところでいうと、宮城県内で塩釜市があります。塩釜市は平成26年度から平成27年度にかけて決めて1世帯当たり5,000円の灯油購入費補助券を支給しています。基準が75歳以上の高齢者のみの世帯、それから障がい者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯ということで生活保護の冬季加算をより超えた形での支援を行っているわけですが、一つは、例えば塩釜市と同程度の施策を行うとして、生活保護の受給者を網羅するという点ではどれぐらいの予算が必要となるか試算できるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長でよろしいですか。どうぞ。

○福祉課長（鈴木 仁君） 指標の一つとして世帯管理ということで試算しますれば、国民健康保険の軽減世帯を例に挙げさせていただいて、1世帯当たりの助成金を5,000円ということにさせていただきますれば、約1,700万円の予算は必要であろうと見ております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 塩釜市の場合は、この事業の財源としては、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策の財源を使ってやっているということですが、直近で、地方創生関連でこういったものに活用できるような制度というのは、現状であるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） ただいま塩釜市のお話ありがとうございましたけれども、地方喚起型ということで国が進めた事業、それに塩釜市も適用させたというお話だと思いますが、本町でもこの地方喚起型ということで何本かの事業は今年度実施いたしました。介護家族フレッシュの件、東日本大震災の被災者の方へ支援する件、また紙おむつの件ということで、町も事業を進めた

ところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 柴田町も同様の制度を考えてみたらどうかと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 先ほども申し上げましたように、塩釜市と同じように実施はしたわけでございますけれども、先ほど町長も申し上げましたように灯油の価格というものの、原油産油国の政情不安ということもありますでしょうし、また、国際関係ということもあると思います。ことしの秋、どのような金額になるのかは、これから動向を見据えてまいって、最終的にはその時点での判断と考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） それでいえば、柴田町で実施するというのであれば、検討にはなると考えていいんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 現時点におきまして、する、しないということは拙速な判断ではないかと考えております。あくまでもその時点の状況での判断と考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 冬季加算、灯油代、光熱費という点では、冬季加算も11月から4月までとなっていますし、間もなく冬季加算の時期は終わるので、今シーズンではなく冬の時期になるとと思いますが、その時点で判断はどのあたりですと考えられるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 前回、平成19年と平成20年度、実施を本町もいたしました。あのときは18リットル当たり2,000円を超しているという大変高騰の時を迎えたわけでございます。国においても対策本部が設定されました。県においても同様のものが設定されました。本町におきましても本町のみならず、仙南地域の首長等との話し合いもあって、灯油の助成をすると踏み切ったと見ております。そういったことも含めまして、総合的に判断をしていかなければならないのではないかと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） そうすると、ことしの秋の灯油価格が発表されたころにそれらのデータを集めて検討してみるという解釈でいいんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） その段階での総合的な判断だと考えます。（「わかりました」の声あり）

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 先ほどの町長のご答弁でもありましたとおり、一応低所得者対策ということで給付金を使った形のもは今年度も来るようではありますが、だけれども、根本的な問題としてやはり冬季加算、住宅扶助削減という部分は恒常的になっていますので、その部分が絶えずこれまでよりも生活保護受給者には負担となっておりますし、それから消費税の増税について考えれば全町民、全国民が影響を受けております。その部分でいえば、低所得者の対策というのは、例えば医療費を削ったり、食費を削ったり、光熱費を削って命に直結するという状況というのが起こり兼ねない状況が、これからますます進んでいくと思います。

ぜひとも、国がやっているからいいんだということではなく、柴田町として独自の制度を、時期が終わりの時期ですので、来シーズンに向けて情報を収集しながら低所得者支援策を考えていただきたいということを最後に要請しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） 広沢議員、先ほど健康推進課長の大綱1問目の質問で保留となっておりました件、それをご答弁、よろしいですね。健康推進課長、答弁。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 先ほどの答弁漏れについてお答えします。

国民健康保険会計について単年度で赤字に転じた年は今までありませんでした。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

これにて11番広沢真君の一般質問を終結いたします。

次に、12番有賀光子さん、質問席において質問してください。

〔12番 有賀光子君 登壇〕

○12番（有賀光子君） 12番有賀光子です。大綱2問、質問いたします。

1、認知症の対策について。

国の平成28年度予算案には、国が平成27年1月に策定した認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランに基づき、認知症の人や家族などをきめ細かく支える施策が盛り込まれました。

国の推計では、認知症の高齢者数は、平成37年に約700万人、高齢者の5人に1人の割合に達すると言われております。平成26年に行方不明者の届け出があった認知症の人は1万783人、

うち168人、昨年6月時点では行方不明のままになるなど社会問題化しています。

こうした状況を踏まえて平成28年度予算案では、認知症に気づいた本人や家族などから相談を受け、医師や看護師らが自宅を訪ねてサービスを提供する初期集中支援チームについて、現在の316カ所から約3倍の911カ所に拡大し、平成30年度には全市町村に設置する方針です。

また、認知症の専門医や臨床心理士などのスタッフ、検査機器が整い、関係機関とも連携し、地域における治療の拠点として認知症疾患医療センターを現在の366カ所から433カ所へふやします。あわせて、地域で医療機関などとの連携や相談を支援する認知症地域支援推進員も配置されます。

さらに、認知症の人の住宅生活を孤立させない観点から、認知症の人や家族などが交流する認知症カフェの設置や、認知症を正しく理解して地域で支える認知症サポーターの養成を進めるとされています。

そこで伺います。

- 1) 柴田町の初期集中支援チームの取り組みは。
- 2) 認知症サポーターの養成は。
- 3) 認知症地域支援推進員の配置は。
- 4) 住み慣れた地域で医療、介護、生活支援などのサービスを提供する地域包括ケアシステムの構築は。

2、子育てを取り巻く環境整備について。

我が国の少子化は、社会経済の根幹を揺るがしかねない待ったなしの課題となっています。平成27年4月から子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が本格実施となりました。

そこで、次の5点について伺います。

- 1) 子供と子育てを応援する社会の考え方については、家族や親が子育てを担うという考え方から、社会全体で子育てを支えるという考え方に大きく転換しました。子ども・子育て支援新制度により、社会全体で子供の育ちや子育てを支えていくという仕組みが生まれたこととなります。

そこで、子育てを社会全体で支える仕組みに対する町の考え方について伺います。

- 2) 子ども・子育て支援法では、市町村の責務の一つとして、子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が、総合的かつ効率的に提供されるよう、

その提供体制を確保することが規定されています。

そこで、子育て支援サービスにおける利用者支援のあり方に対する町の考え方について伺います。

3) 放課後児童クラブについては、子ども・子育て支援新制度に伴い、対象児童を3年生から6年生までの留守家庭の小学生に拡大することになりました。

そこで、放課後児童クラブの利用状況について伺います。

4) 待機児童の解消を目指して、保育所などの整備が進められる一方で、保育士不足が深刻になっています。厚生労働省は、保育士確保に向けた対策の検討を始めました。待機児童の解消を目指す取り組みの一方で、保育士不足は課題であると思われます。

そこで、全国的に保育士不足が問題視されていることに対する町の現状と認識について伺います。

5) 近年、働く母親の増加に伴って、病児保育の需要は高まる一方であり、受け皿の一層の拡大が求められています。町でも、病気の子供を預かる病児・病後児保育の受け皿ををを広げてはどうか伺います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大綱2点ございました。認知症の関係で4点ほどございます。

1点目、認知症初期集中支援チームは、初期の段階で認知症と思われる人やその家族を訪問し、アセスメントや家族支援を行い、生活のサポートを行うものであります。

構成メンバーは、認知症サポート医、医療系職員の看護師、介護系職員の介護支援専門員など、それぞれ1名以上で構成されます。

認知症初期集中支援チームの具体的な取り組みとしては、認知症サポート医を中心に、訪問による聞き取り調査等の結果から、チーム員会議でどのように医療へつなげるか、また、居宅生活における介護支援などを検討するものになります。

検討の結果、必要な治療方針や介護保険サービスが明確になった時点で、地域のかかりつけ医と地域包括支援センター、または介護支援専門員に引き継ぐものとなります。

本町としましては、平成30年度からの認知症初期集中支援チームの活動ができるよう、準備を進めてまいります。

2点目、高齢者の進展に伴い、認知症の方はさらに増加するものと思われます。社会の理解

を深めるために全国的なキャンペーンとして展開されている事業が認知症サポーター養成講座です。

本町では、まちづくり出前講座のメニューとして認知症サポーター養成講座を実施しております。平成28年2月現在、約2,000の方が受講し、サポーターとなっております。本年度は、郵便局などの事業所や小学生を対象に実施しました。既受講者のフォローアップ研修も実施しているところであります。

今後も、普及啓発活動の推進のため、地域や職場、学校などによる養成講座の開催を推進してまいります。

3点目、認知症地域支援推進員は、認知症施策の企画調整などを行う役割や、医療機関や介護サービス事業所につなぐコーディネーターとしての役割があります。本町では4名配置しております。

4点目、本町では、平成26年度に「認知症ケアパス」を作成いたしました。ケアパスは、認知症を発症したときから症状の度合いに合わせて「いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか」を示したものであり、出前講座等で紹介しております。

介護予防・日常生活支援総合事業については、現在、協議体を設置し、これからの高齢者の暮らしについて、検討を重ねているところであります。

また、在宅医療・介護連携推進事業については、事業開始の体制が整ったことから、平成28年度より事業着手の予定としているところであります。

大綱2点目、子育て関係で5点ほどございました。

まず1点目、平成24年8月に公布された、子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年3月に、子ども・子育ての支援の質・量の充実、安心して生み育てる環境、全ての子供が健やかに成長できる社会を実現するため、柴田町子ども・子育て支援事業計画を策定したところです。

本計画は、子ども・子育て支援法という恒久法のもとに、社会全体で子供・子育て・親の育ちを支援していくための指標となるもので、町の子育て施策についての方向性や目標を掲げております。

本町としましては、一人一人の子供の個性が認められ、社会の一員として健やかに成長できるよう、子供とその保護者が必要とする幼児教育・保育の提供に努め、待機児童の解消を目指し、子育てに対する悩み・相談等がある場合は、子育て支援センターや保健師、また、学校関係者や教育委員会さらに地域の民生委員等との連携を図り、行政として支援できることに力を尽くしていくものです。

また、育児サークル、子育てサポーター、子育て支援活動団体などの地域の子育て支援の核となって活動している団体等の育成にも努め、社会全体で親子の成長を支援していくことができる社会を目指します。

計画については、毎年、評価・検証を重ねながら、地域の実情に沿った子育て支援施策の実施を図ってまいります。

2点目、地域子ども・子育て支援事業として市町村が実施するとされた子ども・子育て支援法に定める13事業のうち、「一時預かり事業」「延長保育事業」「放課後児童クラブ」「ファミリー・サポート・センター」等の8事業については、既に実施しています。それらの事業については、今後とも事業に必要な人材を確保し、質が高く、安定した供給体制を継続するよう努めてまいります。

また、新規事業である利用者支援事業などの未実施の事業は、本町の実情に応じ、どのような実施が適切かを検討してまいります。

3点目、柴田町には、5つの放課後児童クラブがあり、平成27年度、年間開所日数はいずれも294日、開所時間13時から19時まで、小学校が長期休業時は、8時から19時までで、5クラブあわせて249人が利用しております。

児童館や小学校の余裕教室を利用して開設しており、柴田町総合計画でも平成30年度までに対象児童を、小学校6年生まで拡大するとしております。実施の時期や利用施設等の整備を検討するとともに、放課後児童支援員や子育て支援員の確保に努めてまいります。

4点目、保育士不足の関係です。

平成27年4月1日における、柴田町正職員である保育士は、3保育所で合計50人、放課後児童クラブ厚生員13人、むつみ学園3人の合計66人となっております。

子ども・子育て支援法の施行により、保育を実施する時間が保育標準時間11時間、保育短時間8時間となり、保育所の開所時間が長くなっていることと、保育に欠ける子供の利用から保育を必要とする子供の利用に制度が大きく変わったことから、少子化ではありますが、保育の需要が増してきております。

当然のことながら、不足する保育士について、年度当初から、ハローワークとお知らせ版により臨時職員を募集し、施設の運営を行っており、平成28年2月1日現在、無資格者を含めて、80人の臨時保育士、児童指導員、児童厚生員を雇用している状況です。

保育士不足については、根本的には保育士の社会的地位の向上や、給与等の待遇が他の職種に比べて相対的に低いことが最大の原因ではないかと思っております。国による早急な改善が

必要ではないかと思っています。また、資格がありながら保育業務に就労していない潜在保育士の職場復帰が喫緊の課題となっています。そのため町では、潜在保育士発掘のため国の指導に基づき、保育士等の子供が保育の利用を希望する場合は、その子供の保育施設の優先利用について、配慮しているところでございます。

病児・病後児保育でございます。

以前実施しましたアンケート調査の結果では、病児保育事業実施について、回答者170名のところ「病児・病後児保育を利用したいとは思わない」という方が61.8%、「できれば利用したい」という方が35.9%という結果が出ました。この結果から実際のニーズ量の把握は難しいと考えております。

この事業には2つのタイプがあり、安全性が確保された病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育する「病児・病後児対応型」と、子供の自宅で保育する「訪問型」があります。いずれも看護師、准看護師、保健師または助産師等の職員が必要でございます。さらに、「訪問型」以外は保育士の配置も定められておりますので、保育士不足の折、人材確保が相当厳しい状況でございます。

また、子供の様態は、急変することも考えられ、治療が必要なのか、ケアが必要なのか、しっかり見極める経験・知識がなければ、大切なお子さんを預かることのリスクが大きい事業でございます。医療機関との連携、感染防止の徹底など衛生面を含め、事業実施に向けては相当な困難が予想されると考えております。

本来であれば、社会全体で子育て支援を図るためには、子供の心身の安心安全が最も優先と考えられます。親が仕事を休み、愛情を注いで病児の看護を行うことができる社会の実現を目指すことが第一であり、次代の健全な青少年の育成にもつながると考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○12番（有賀光子君） 平成27年の9月会議で、認知症についての一般質問をしたときに、第6期介護保険事業計画においては、町の施設整備計画として認知症対応型共同生活介護を平成28年度開設計画ですという答弁がありましたけれども、現在その状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 認知症のグループホームでございますけれども、現在1施設、建設をしているところでございます。場所は船岡新栄四丁目でございます、18人収容のグループ

ホームとなるものであります。5月に完成予定でございまして、6月に開所という予定で進んでおります。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（有賀光子君） この施設の開業は、どこの施設の開業なんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 医療法人社団清山会でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） それで、認知症対応型ということで、中身としてはどういう感じのをやるのか、教えてください。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 現在、町内には5つの認知症のグループホームがございます。今度の施設で6番目ということになるわけでございますが、これまで同様認知症の方々を収容する施設ということになります。生活する施設ということになります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） そうすると、今まで柴田町では5つの事業があるということで、この5つの事業というところの名前を教えてください。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） ケアホームつきのき、ケアホームふなおか、グループホームつくし、グループホームもみの木、ゆう柴田の5つでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） その中で、今回国でも認知症のカフェは設置していくということで、この事業の中では、全てこの中には認知症カフェの設置はしてあるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 平成27年度、今年度、グループホームつくしで認知症カフェを開催しているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 状況はどうでしょうか。皆さんの状況、やっています。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 認知症カフェは、地域の中でそういった方々の居場所づくりということ、また地域の皆様との交流ということが目的で実施しているものでございますが、実際グ

ループホームつくしでも地域の方々をお呼びいたしまして、定期的にティーパーティーのような形で実施したり、秋にはサンマ祭りなんかもしました。それと、合同でということで地域の皆さんに呼びかけて交流を図っているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 皆さん、楽しくというか、喜んで参加しているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 私も実際訪問いたしまして、そのように拝見したところでございました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 認知症医療センターですけれども、設置状況は現在どうなっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 現在、宮城県には6カ所、センターを設置されております。仙南地域ですと白石市に1カ所、県の指定ということで設置されております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 白石市の仙南サナトリウムは、センターとしてどういう役割を果たしているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 県から指定されているものの要件には、十分な機器とか、あとは医療相談室とか、専門の医師を何人置くとかというのを規定としております。そして、町のかかりつけの先生方とその医療センターとの結びつき、また、医療センターで診察を行った後、町のかかりつけ医との連携を図るとかということになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 柴田町でも利用されていると思うんですけれども、そういう相談とかを行っている方というのはどのぐらいいらっしゃいますか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 実際、町のかかりつけの先生方を通じまして、紹介状を持ちまして仙南サナトリウムの先生に受診しているという現状は知っております。ただ、具体的に何人いるかということは、済みません、把握はしておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） つい最近だとテレビでも、認知症の男性が徘徊中に列車にはねられて死亡したという事故をめぐって、結構前には話題になりました。本当にそういう意味でも柴田町でもいろいろ今やっているとと思うんですけども、こういう高齢者の方で、認知で行方不明の方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 現在行方不明で把握ができないという方はいらっしゃいません。徘徊という事例がございますが、発見されて安全な生活を今送っているということになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（有賀光子君） 徘徊して発見された方はいらっしゃると言いますけれども、どのぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 今年度は3名いらっしゃいました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 今回、これから徘徊とかかなり認知症の方が多くなるということで、九州では徘徊ゼロを目指してテレビで放映されていました。ボランティアの方が見守りをされていて、高齢者の家を一軒一軒訪問して徘徊をゼロにしたとテレビでも放映されていました。柴田町でもこれからいろんなものに取り組んでいくようになると思うんですけども、今後どのように取り組んでいくのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 地域計画、先ほどお話がありましたけれども、拝見をいたしますと、行政区によっては高齢者の方の世帯を見守りいたしましよという事業も計画の中に入れていられるようもございます。また、きのうの河北新報で、栗原市の若柳支部の記事が掲載されておりました。こちらは行政指導ではなくて、地域の方々が高齢者の方々を見守りましようということがクローズアップされておりました。そういったことで、地域の中で醸成されていって、自分の地域の高齢者の方々は自分たちで見守っていきましようということの機運が高まってくるのではないかと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 現在、柴田町では高齢者見守り協定がありますけれども、どのぐらい協定を結んでいるのでしょうか。

- 議長（加藤克明君） 福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） 見守り協定は4事業所と締結をしております。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 12番（有賀光子君） 4事業所と協定しているということで、先ほど講習のあった郵便局にも今回出前講座で受けたということで、その中のチーム、企業ですか、企業の見守り協定を教えてください。
- 議長（加藤克明君） 福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） みやぎ生協、河北新報、JA仙南サービス、郵便局でございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 12番（有賀光子君） そうすると、今の協定を結んでいるということは、やっぱり夜になると全部閉まっていなくなるということで、コンビニだと24時間営業しているということで、コンビニも協定してはいかがでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） 24時間というところとはまだ協定は結んではおりませんでしたので、お話を申し上げさせていただいて、ご協力いただけるというのであればということで、お話はしてみたいと思います。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 12番（有賀光子君） ぜひ、お話ししてやっていただけるようお願いいたします。
- 次に、先ほど認知症サポーターの養成が2,000人という答弁がありましたけれども、そのサポーター養成の講座の内容はどのようにしているのでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） 町民として認知症の方々を理解しましょうという内容となっております。講座の時間は90分という国の指定の基準でございます。そちらでビデオ上映をいたしまして、実際に高齢者の方々、認知の方々が町の中で困った、また、商店でお買い物をしていて困ったというものをビデオで見ます。また、実際に町の状況をお話しします。また、認知症には幾つかの病気の種類がございますので、そちらの知識ということも含めて講座を行っているところでございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 12番（有賀光子君） そして、そこから支援を受けて、仙南の支援推進員の配置が、先ほど4名いらっしゃるとお話がありましたけれども、今後ふやしていくという状況でいいんでしょう

か。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 増員してまいります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） コーディネーターの人数が今4名で、この方たちが、役割としては高齢者の暮らしの全般に係る現状の把握とか、自宅訪問や事業所等の調整とか、パイプ役として結構大変重要になってくると思うんですけれども、今後どのぐらいというか、できれば本当は区ごとに1名でもいらっしゃるぐらいだと一番理想だと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 今回は初めてということで、4名ということで委嘱をさせていただきました。行政区は40以上ございます。行政区に一人ずつ配置をすべきものなのか、また、その地域の特性を見ながら、配置したほうがいいものなのかということは、これから見ながら考えていかなければならないと思いますが、協議会とかコーディネーターのお話を伺いまして、人数的なものについては、調整は可能であると考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） その4名の方がなったという状況というのは、どうなっていますか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 4名の方は元保健師、元社会福祉協議会の職員だった方、また、地域活動を積極的になさっている方、また、地域活動を積極的になさっているのにあわせて実際過去に家族の介護の役割を担った方、また、現在も担っている方ということで、50代から70代まで、男女ということで、また、地域も町内全域の町場、山間部ということで選ばせていただいたものでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 2月20日に柴田町では、認知症を知る講演会が槻木生涯学習センターで開催をされました。このとき、私も参加させて、見させていただきましたけれども、本当にかなりの人、200名以上、二百三十何名ぐらいいてお話を聞きましたけれども、結構毎年やるけれども、認知症にはかなりの皆さんが関心があるということで、参加されておりました。その中で、中には認知症の体験発表、本人が認知症になって、そして経過とか話をされたということは本当にすばらしいと感じましたけれども、今後これからも毎年認知症を知るという講演会をいろいろ今後も続けてはいくんでしょうか。

- 議長（加藤克明君） 福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） ここ数年、開催をしております。来年もどういった講師先生がいるのかその辺も考えながら、前向きに検討していきたいと考えております。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 12番（有賀光子君） このとき、最後にアンケート調査がありましたけれども、その内容はどのようなものが多かったのでしょうか、アンケートをして。
- 議長（加藤克明君） 福祉課長。
- 福祉課長（鈴木 仁君） アンケートの内容でございますが、この先生は、認知症はいろんなマスコミ報道で治る治るということがアピールされておりますけれども、実際認知症の方の中には治らないパターンの認知症の方もあるんですというお話でございました。アンケートを私も見させていただきましたが、その治る認知症と治らない認知症の方があるんだということがわかりましたというお話と、きょう来ていろんなお話を聞いて参考になったという方、また、議員がおっしゃいましたように認知症の本人の方の体験談ということもありましたので、とても感銘を受けたというお話と、私が立ち話で聞いたことでございますけれども、勇気をもらったということでお帰りになった方もいらっしゃいました。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 12番（有賀光子君） 最後に質問もありましたけれども、その質問している方も自分が認知症だということで質問されていまして。本当にそういう意味では、柴田町はかなり関心があるということで、夫婦で体験発表した方は奥さんのそばについていて、いろいろお話をされていましてけれども、あの方は今までこういういろんな介護家族の会、よつ葉会というものに参加されているということで、認知症の経過としてはよくなっているのでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 福祉課長、どうぞ。
- 福祉課長（鈴木 仁君） 済みません、その状況については把握はしておりませんが、その会にご夫婦でご参加をしておりますので、講師先生がおっしゃったように薬、薬というよりは、生活の張り合いをとということの副題での講演会でございました。この方はご夫婦で参加をしておりますので、薬はお使いになっていらっしゃると思いますが、生活への張りをとということで、お二人のお話を聞きますと大変楽しくお暮らしであるということでございますので、ちょっと病気の進行状況は私は把握しておりませんが、暮らし支援にはなっているのではないかと見ております。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（有賀光子君） 今回、平成27年度9月に柴田町地域包括支援センターが駅前開設できたということで、ここでもかなりいろんな方が利用しているというお話をお聞きました。その中で今後の課題として、お話を申し込んでくるという方はいいんですけども、参加する方はパーセントにしてはそんなに大きいと思わないんですけども、参加されない方がかなりいらっしゃると思うんです。そのケアは今後の課題というお話がありましたけれども、町としてはそういう方をどのようにして対象にしていくのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 来ない方ということでございますけれども、前、各地域でいこいの日を開催しております。その支援されている方々とお話する機会がたびたびございまして、お話を伺いますと、お誘いをするということでございます。ですが、腰を上げられない、また、男性が少ないということですので、男性が来るように、引っ張り出すようにいろいろ策を練りたいんですが、なかなか男性は参加しないということで、これはなかなか難しいお話であると見ております。また、地域包括ケアシステムを講師先生として全国を回っている先生方も同時に、男性は参加したがる傾向があるということは共通認識としてお話していただきましたので、この辺が課題であろうと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 今後、新しい地域支援事業の中で、結局町として現状の高齢者の問題の解決がかなり難しいと思うんです。やっぱり今後一人一人に向けた国からのいろいろな事業が入ってくると思うんですけども、その中で結局、地域包括支援センターから、高齢者の現状としてはやっぱり身寄りがない、母と子の二人暮らしで子が病気で働けないということで、2人で家族で働いても、見ているほうが障害を持っているとか、そういう方もかなりいらっしゃる、生活も生活保護を受けるという方もたくさんいるということで、そういう意味でも今後かなり多くなってくると思うんですけども、町としてもそういう方にも今後一人一人手を、温かく見守ってあげるというか、そういう感じにやってはいけないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 現在、地域包括支援センターではそういった方々のお宅を訪問しております。そして暮らしの支援をしております。生活保護というお話もありましたが、そういった方々も医療サービスに結びつくように、また、医療のサービスもつくように地域包括支援センターの職員が日々町内をパトロールして回って支援をしているというところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） その中で、槻木包括支援センターと柴田包括支援センターでも相談の件数がやっぱり柴田包括支援センターのほうがかなり多いということで、槻木が783人、柴田は倍で1,411人の相談者があるところで、特に多い相談はどういうものなのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 地域の差ということだと思います。槻木地区の方は長くお住まいの方が多くて、また、隣近所とのおつき合いも長い、親の代からということもあって、密着した暮らしをしている方が多いのではないかと見ております。船岡地区は新しい団地などもあったり、工場もありますので、そういった方々が入ってきて、槻木地区に比べれば地域の疎通というものでしょうか、そういったものなんかがないので、その辺の関係で数的なものも出てくる。もちろん、その人口も槻木と船岡では違いますので、それらも関係しているものと見ております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（有賀光子君） 次に、子育てについて質問いたします。

ただいまから休憩いたします。

1時10分から再開いたします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

○議長（加藤克明君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○12番（有賀光子君） 白内議員のときに現在の待機児童は大体20名ぐらいというお話がありましたけれども、それでは今回4月から入る幼稚園の状況で、障害を持つ子は何名いらっしゃるか教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 大変申しわけございません。障害を持つ児童の人数は、正確な数字は把握しておりません。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 第一幼稚園のからみで申し上げれば、支援を要するお子様は、現在のところ6名ということになっています。

- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 12番（有賀光子君） 今回入る子が6名ということですか。
- 議長（加藤克明君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（伊藤良昭君） その予定でおります。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 12番（有賀光子君） 年長には何名いらっしゃるのでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（伊藤良昭君） 現在2名ほどと考えております。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 12番（有賀光子君） そうすると、4月から6名が新しく入るといことで、第一幼稚園だけで今度8名になるということですがけれども、この対処方法とはどのようにしてやっていくのでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（伊藤良昭君） 現在、副園長を含めまして職員3名という体制でおります。現在は当然年長、年少のところに先生が来て、お1人ずつ入っております、今は臨時のお世話をされる方が3名いらっしゃいまして、その方が午前中までということでお子様の対応は部屋に入るか、例えば問題が発生したときの対処法として、その方が対処しているという考えです。
- 4月以降につきましては、その3名からプラス1名という補助といいますか、臨時のお世話する方を募集したんですが、実は数日前にお断りされまして、また新たに募集を今かけている最中でございます。それで、考え方的には先生方、副園長含め3名と臨時のお世話する保育所の先生方で4名、合計7名の体制で臨もうかなという考えでおります。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 12番（有賀光子君） そうしたら、この8名の中で障害を持っている、発達障害とかいろいろあると思うんですけども、その内容はわかるのでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（伊藤良昭君） 私が把握しているのは、多動とか、読み書きがまだ不自由だという方々が、現状はむつみ学園の4名がことしから入所する予定でございますので、そのような状態のお子様今回入るといのが大勢だということです。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 12番（有賀光子君） そうすると、1クラス何名いらっしゃるんですか。

- 議長（加藤克明君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（伊藤良昭君） 定数30名という内容でございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 12番（有賀光子君） そうすると、1クラス30名中6名の方が障害を持っているということで、先生はどうお話ししているのでしょうか。大丈夫だということでしたか。
- 議長（加藤克明君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（伊藤良昭君） 大丈夫とはお話をしておりません。今回入園いただく方のご父兄の方にもお話は申し上げておるんですが、100%行き届かない部分はあることも考えられます。ですので、父兄の方々にはその都度ご協力いただきたいというお話を申し上げておりました。指導に対しては先生方と今話はしているんですが、専属的に主任の先生方がついて、そのサポートとして教室内に臨時の方が入っているという体制をとろうかなという考えです。万が一支援を必要とするお子様が、例えばその部屋の中にいられないという状態であれば、たまたま所長室の隣に空きスペースがございますので、そこでクールダウンできる場所の部屋として、補助となる先生方がサポートするという体制で臨みたいという考えでございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 12番（有賀光子君） これまで、第一幼稚園では障害のある方は、大体このぐらいの人数がいっつもいらっしゃるんですか。
- 議長（加藤克明君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（伊藤良昭君） ここ2年間の間では、マックスで4名いた時期がございました。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 12番（有賀光子君） 今までだと多くて4名、ということは今回6名もいるということで、例えば障害を持っている子供の母親も、ちょうどお話をしたときに、結局むつみ学園から入る方もいらっしゃるということで、結構心配はしているんですね。何でもない子にも迷惑をかけるかもしれないし、余りにも多過ぎると。そうすると、どうして第一幼稚園にこんなに多く入ったかと言われたんです。そして、ここだけじゃなくて、私立幼稚園とかには受け持ちはしているのでしょうか。受け取るということ。
- 議長（加藤克明君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（伊藤良昭君） 私が聞いておるところでは、私立幼稚園に入る際の入園の資格と申しますか、ここまでのところできていない子については、入園をお断りするようなスタンスだったかと思っておりますので、そういうスタンスであれば、当然公立幼稚園には集団的な子供

たちの生活ができるという状態の中でのことを、父兄の方が考えているというところであれば、当然第一幼稚園に集中するという結果は、今回のようになるのではないのかなと思っていました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 前に子育てで言った質問を、認定こども園で質問したときに、答弁としては今後柴田町でも、もしこども園をやっていくときは、柴田町は第一幼稚園をこれから認定こども園に考えていくような感じのお話がありましたけれども、こちらは現在は何のように考えているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 子育て支援法に基づいた対応としまして、平成27年度から利用料につきましての改定は議会等にお願ひしまして、入園する父兄の方々との入園の負担を軽減するということでの5段階形式はさせていただきました。

内容的にその方々が、例えば延長関係の保育でしたか、その関係の要望が来るのであれば、それは対応することが義務だという形になると思うんですが、まだそこまでのところのお話はされておりませんので、現在のところについては、4歳児、5歳児の対応としては、組織として業務は進めてまいりたいとは考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） ということは、現在具体的には進めるお話というのは、まだしていないと捉えていいんですか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 現在体制の中での4歳児、5歳児の対応ということで業務は進めたいという方向で考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 平成26年の議会で認定こども園の普及のときに、国と宮城県では認定こども園が104カ所、新制度は170市の幼稚園からの回答で新制度に移行したいという幼稚園が、なっているのが28、現行のまま現制度でいたいというのが38、残りの104の私立幼稚園は検討中という回答でしたが、その後104の中から認定こども園に移動している幼稚園はあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 県内の情報という形で、その分の数字を把握してはございま

せんでしたが、町内の私立幼稚園については現行制度のまま、幼稚園のまま運営を継続したいという意向は確認しております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） そうすると、現在柴田町では障害の子供を受け取るというのは、第一幼稚園と船岡保育所のこの4カ所だけということですか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 障害の受け入れについては、先ほど私立幼稚園についてはそういう条件があって受け入れが困難という形もあるかと思いますが、軽度の障害については、私立の幼稚園でも受け入れていただいていることがありますので、一般的に重度という言い方はおかしいかもしれませんが、集団的保育になじまない可能性があるというお子さんについては、基本的には公立の保育所3保育所と、第一幼稚園が主なもの。それから、むつみ学園がありますので、未就学児童の障がい児の関係ではむつみ学園に入所という形のものがあるかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 現在、私立幼稚園では軽度の子を受け取っている幼稚園はあるんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 障害の認定という言い方で、区分がちょっと難しいのかと思えます。小さいうちには障害認定というのはなかなか出ません。子どもセンターに行っても発育状況によって様子を見ましょうという形になりますので、その時点で自閉傾向があるとか、または精神発達遅滞という診断がすぐできるわけではありません。集団的保育の中で他の児童と成長が少し違うとか、そういった生活習慣の中で初めて子供の障害がある可能性があるというのがわかってくるという形になりますので、初めから障害があるという場合と、それから集団の中で保育をしていくなりする中でその障害に気がつくという形でのものがあります。そういったことからすれば、私立幼稚園に、要するに経過観察中ということですかね。または新たに他の児童との違いによって、その障害が発見されるといった経過があるかと思えますので、明確なところで軽度の障がい者が何人いるという把握はしていないという状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 今回、むつみ学園なんですけれども、角田市の場合は、卒業して新しく幼稚園に入る前に、直接保健師と今度入る幼稚園の先生と親と3人が行って、そのことを面談していろいろお話をして、それから学校に入らせるという事前にやっているけれども、柴田町

ではそういうものがないというんですけれども、どうなのでしょう。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） むつみ学園の進路につきましては、基本的には未就学なので支援学校、一般の学校であれば特殊学級とか、特別支援教室という形になりますが、小学校への進学については、事前にむつみ学園の職員等を含めまして、学校の先生と協議した上で進学の相談をしております。

それから、今回のようにむつみ学園で生活習慣の基本的な部分ができるようになって、集団生活に移行したほうがいいであろうということについて、保護者の方と、それからむつみ学園の指導職員との話し合いにより幼稚園に進学といいいますか、そうした場合には、事前に幼稚園とそういった打ち合わせはしております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 直接行ってではなくて、でもそのほかの先生とそういうお話は柴田町でもやっているかと捉えていいんですか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） そのとおりでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） やはり障害を持つ子供の親にとっても、やっぱりいろんな面で新しくなるということは大変心配になっていると思うんです。そして、やっぱり今の状況だと、第一幼稚園だけでも1クラスで6人というのは、幼稚園の先生にも聞いたんですけれども、かなり大変だという、先生も精神的にも参るし、子供も大変だというお話もちらっと聞きました。それで、要望としてこのお母さんは、障害のある子供を預けられる場所をふやしてほしい。また、私立幼稚園、保育所での障がい児の受け入れも可能にしてほしいという要望がありますけれども、柴田町はこれをどのように捉えるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 障害を持つ児童という形で、幼稚園を選択されたのは保護者の考え方なんですけれども、柴田町においては、これまで保育所において集団的生活が困難だからという形で入所をお断りした事例はございません。ですから保育所では、障害を持つ児童が入所を希望になった場合においては、その子供のためにできる限りのことをするという形でいつも考えております。ですから、一施設当たりの障がい児童という形では二、三名になりますけれども、気になる子供の数を含めると、現在一施設当たり10名弱ぐらいの児童が常に入

所している状況になっております。

そうしたことから、入所するその先は第一幼稚園なのか、または保育所なのかということで親御さんの考えを含めまして話し合いの結果、適切な子供の療育ができる環境に入所を決定していただければと考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） やっばりお母さんとしては、自分は親として協力はして、なるべくならみんなと同じような立場でいさせたいというのがやっぱり要望というか、一番希望があると思うんです。そういう意味でも、やはりお互いに協力して、お互いに交流できるような感じにやっていただきたいと思います。

また次に、今度国でも子育て世代包括支援センターの整備についてかなり力を入れて、今後市町村でも設置をしていきたいというお話がありました。以前に質問をしたときは、柴田町ではそれらしきものを行っているということなんですけれども、その考えは、今、国から市町村にはどのぐらい落ちてきているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 昨年、ネウボラという形で質問等がありましたが、子育ての相談の窓口ということで、子育て支援の包括支援センターという事業があります。ただ、それについては現在、利用者支援事業という形の中の基本型、特定型、母子保健型の中の母子保健型の中の一部と捉えているところでございます。

現在の柴田町の状況からしますと、子ども・子育て支援法という特定13事業のうちの利用者支援事業の中においては、町としては特定型という形で今後進めていくのがいいという回答をしているとおおり、今後もその形で進めるようになるのかなと考えているところですが、はなから子供の包括支援センターも視野に入れまして、今後健康推進課と協議を進めた中で、その導入が適切なかどうか考えながら進めたいと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 中には子育てで町で行事とかの日程があるのに行って相談を受けるという方はいいと思うんですけれども、ネウボラというのは世話好きおばさんという考えで、結局そういう行かない人を引っ張って行って、そして、やってくると一人一人世話をやいていくという感じですので、今までのものとはまた違った取り組みだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） やはり今、子育て支援センターの利用の方々を見ますと、やはりそちらに来ていただいて子育て相談をしていただくという形がメインになりますので、今お話しになった出てこられない方についてなんですけれども、今回の子育て支援法の事業の中で、健康推進課の事業メニューの中でかかわるものがあります。その中から、妊婦さんの相談から子育ての定期健診での相談、全戸訪問とかという事業もありますので、その中で保健師にいろんな相談があった中で、子育て支援センターの相談に来ない方とか、特にピックアップが必要だとか、そういう要支援という形になるかと思いますが、要保護の対策事業等も絡めまして、そういった方の家庭についてはピックアップをした上で子育ての支援につなげていきたいと考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） しっかり子育てに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

以上で質問を終わります。

○議長（加藤克明君） これにて、12番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

次に、16番我妻弘国君、質問席において質問してください。

〔16番 我妻弘国君 登壇〕

○16番（我妻弘国君） 16番我妻弘国です。4問、質問させていただきます。

1点目、**電子タバコが急増しているが。**

公共施設や学校敷地内が禁煙となって何年になるのでしょうか。禁煙になる前、議会開催日の議員控室は、たばこの煙で椅子に座っての休憩もできない状況でした。終生ドクターストップとなっている私には大変厳しい環境で、パーティションで区切ってはどうかと専門家に見積もりもしてもらったこともありました。たばこの副流煙から子供や職場の隣人の健康を守ろうとの考えから、公共施設内喫煙を禁止しようと全国的な流れがあったこともあって、公共施設や学校敷地内を禁煙にはいかがかと提案しました。教育委員会は全国的な流れを承知していたのでしょうか。間もなく教育委員会の会議に諮ったようで、公共施設と学校敷地内は禁煙となりました。

しかし、公共施設に分煙施設はできるのか、先生方はどこで喫煙したらよいのかなど、禁煙が始まるまでは大変でした。役場では現在、屋上での喫煙を許可していますが、これも来年4月からは完全禁止になります。

心配なのは新型の電子タバコ急増で、電子タバコが議論の火種になっております。路上喫煙

を規制する条例がある自治体は、火も使わず灰も出ない電気加熱型たばこを規制対象にするかどうか判断が分かれております。

そこで、急増する電子タバコと諸問題について町の考えを伺います。

1) 代表的な電子タバコの蒸気を意味する、V A P E (ベープ) やV a p o r (ベイパー) は、ニコチンを含まない機器を指し、電子タバコと呼ばれます。財務省によると製造たばこに該当しないので、課税されないとあります。しかし、J Tから発売されたたばこの葉が入った「たばこポッド」は、パイプたばことして認可され、国内で数少ないニコチン入りが認められた電子タバコとなっています。この電子タバコの購入には20歳以上の年齢制限があり、カートリッジに税金が課せられています。柴田町では販売されているのでしょうか。

2) 町内で販売されていないとすると、たばこ税は入ってはいないのでしょうか。

3) たばこ税のかからない電子タバコは、公共施設の喫煙はできるのでしょうか。

4) この新型電子タバコは、においが少なく蒸気が出るだけで煙ではないと、店内禁煙をしてきた店でも喫煙を認めるところが出てきております。公共施設での喫煙をどのように考えるのでしょうか。

5) ニコチンが入っている電子タバコでも、たばこを原料に製造されていなければ、未成年でも喫煙できますか。

6) たとえニコチンが含まれていても、未成年の吸引を禁ずる法的根拠がないと言われていますが、どのように考えるのでしょうか。

7) 仙台市では、たばこの火による危害のおそれはないと路上喫煙の規制から外していますが、横浜市ではポイ捨て防止を目指す条例を根拠に、吸い殻が出ると規制しています。柴田町ではどのように解釈するのでしょうか。

8) 製品によっては、電子タバコの副流煙から発がん性物質が検出され、有害であるとの事例が紹介されています。禁煙に効果があるなどと言われていますが、どのように考えればいいのでしょうか。

9) 今年度から厚生労働省は、ニコチン依存症の禁煙治療に喫煙年数が短くても保険で治療できるようにするとのことですが、柴田町ではどのように指導するのでしょうか。

10) 公共施設や施設の敷地内禁煙は従来どおりですが、町なかの公園や舘山、太陽の村はどのようになるのでしょうか。

大きい2点目です。子供たちにデジタル・ディバイドがないようICT教育の基礎訓練を。

デジタル・ディバイドという言葉は、アメリカ合衆国の元副大統領であるアル・ゴア氏が発

言したと言われています。アル・ゴア氏は、アメリカ全土の都市部から郊外、農村部に至る隅々までに情報スーパーハイウエー構想を網羅させることを約束し、将来の子供たちにデジタル・ディバイドによって区切られることのない世界をつくりたいと演説しました。時の大統領であるビル・クリントン氏も、これからは技術を開発し、知識を共有しないことには不平等や、摩擦や不安を生むきっかけになることから、これらの課題に一丸となって取り組まなければならないとしました。

柴田町の各学校でも、パソコンや電子黒板の整備を行っておりますが、パソコンや電子黒板を使った授業の現状と、今後 iPad が使用となる ICT の教育をどのように進めるかお伺いします。

3 点目、柴田町の障害者雇用率は。

2 月 23 日、宮城県の障害者雇用率が全国最低とテレビで紹介されました。柴田町の取り組みをお伺いします。

4 点目、太陽の村のふわふわドーム計画は。

太陽の村にふわふわドーム設置が計画されていますが、本決まりになったのではないのでしょうか。地方創生の追加予算でどのような計画になったのか、概要を伺います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1 問目、町長。2 問目、教育長。3 問目と 4 問目、町長。

最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 我妻弘国議員の大綱 4 問のうちの 1 点目をまずお答えします。

10 項目がございました。関連することもございましたので、まとめて答弁する場合もごさいます。

1 点目と 2 点目は関連がありますので、まとめてお答えいたします。

現在、国内において電子タバコについては、葉たばこを原料とした「新型たばこ」と、香りや味のする液体を加熱して蒸気を吸うベープやベイパーと呼ばれる電子タバコがあります。

新型たばこについては、現在 2 社が販売している 2 つの商品があり、両者とも葉たばこが詰まった専用のカートリッジを加熱し、ニコチンを含む蒸気を吸うものとして、たばこ事業法の「製造たばこ」に該当することから、たばこ税の対象となっています。

販売方法は、1 つは町内のコンビニエンスストアなどで販売されておりますので、町たばこ

税として納付されていると考えております。また、もう一つの商品はインターネットを通じてのオンラインショップでの販売となっておりますので、町内で販売されておられません。

3点目、4点目も関連します。町では、平成29年4月から町が設置管理する公共施設の敷地内禁煙について、健康推進課を事務局として関係課が連携し、昨年12月から3回会議を開催して対象施設や事業の詳細について検討し、取り組みを進めています。

電子タバコについては、口に含む吸引器が電子機器、加熱する溶液はアロマオイルと分類され、販売上の規制がない状態となっております。

電子タバコは、無害であるとアピールされ販売されておりますが、厚生労働省の専門委員会で、蒸気から発がん性物質が検出されたことなどを報告されたため、健康への影響が懸念されております。今後、国において調査・検証の実施、関係省庁が連携して規制のあり方を検討することになっております。

町としては、電子タバコであっても、その吸う動作からは周囲の人や子供たちには、たばこを吸っているように見えることもあり、誤解を生じることが予測されることから、従来のたばこと同様に扱うことが望ましいと考えております。

また、新型たばこは、葉たばこを原料としており、煙が出ないと言われておりますが、吐き出される呼気にはニコチンが含まれていることから、従来のたばこと同様に、敷地内禁煙の対象となります。

5点目、6点目も関連します。

未成年者の喫煙は、未成年者喫煙禁止法により禁止されています。また、ニコチン入りの電子タバコは、薬事法に基づく承認が必要となり、販売が規制されていますが、ニコチンを含まないと言われる電子タバコの販売や使用については、法整備がなされておられません。

平成26年8月に世界保健機構から、製造メーカーなどが電子タバコの安全性についての証拠を提供できるまでは、屋内での使用と未成年者への販売禁止をすべきとの報告が発表されており、国の検討が待たれるところです。

町としては、電子タバコを吸う行為が、未成年者にとってその後の喫煙への習慣づけや薬物使用へつながる恐れがあることや、健康へのたばこの影響など正しい知識を習得する必要があることなど、未成年者の健全な育成を図る観点から、望ましくないものと考えております。

7点目、仙台市は、ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例でポイ捨ての規制をしており、歩行喫煙に関することについては、平成28年4月から歩行喫煙等の防止に関する条例が施行され、歩行喫煙でのたばこの火による被害等を防ぐため、歩行喫煙の防止に重点的に取

り組む必要がある区域を歩行喫煙防止重点区域に指定し、重点区域では歩行喫煙をしてはならないとしております。

また、横浜市では、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例により、ポイ捨てに関しては規制していましたが、平成19年9月1日に同条例を改正し、喫煙に関することが追加され、たばこの火による火傷等の未然防止と散乱ごみを減らし、街の美化を推進するため、美化推進重点区域内での屋外の公共の場での喫煙を禁止する必要がある区域を喫煙禁止地区に指定し、禁止地区内での喫煙をしてはならないと規制しています。同上の条例では、たばこの火による被害防止に関する条例となっており、電子タバコに関しては今後の普及状況により変わると思われます。

仙台市や横浜市は政令都市であり、人口が多く駅前周辺や繁華街では不特定多数の人が集まり、マナーの悪い人による歩行喫煙が多く見られることから危険回避のため規制しましたが、本町はこれらの政令都市に比べれば人口が少なく、たばこによる被害は目立ったほどでもなく、歩行喫煙等の規制は、現時点では考えておりません。ポイ捨てに関しては、環境美化の促進に関する条例で規制をしております。

確かに、条例は有効な手段だと思いますが、しかしながら、基本的には喫煙者の一人一人がマナーを守っていただくことが大切であり、マナーの大切さに気づいていただけるように、おしらせ版で周知し、ポイ捨てが目立つ箇所には適宜看板を設置し、注意喚起と抑止を図ってまいります。また、環境指導員がパトロール中にマナーの悪い人を見かけた場合には、直接指導いたします。

8点目、電子タバコは、通常のたばこより健康リスクが低いという見方や禁煙の有効性については、いまだ証明されているものがなく、国の検証、検討結果が待たれるところです。

しかし、電子タバコがメディアで取り上げられるなど、急速に注目を集めていることから、今後は、町民への広報、啓発が必要と考えますので、健康まつりなどの機会を活用し、電子タバコについての正しい情報の提供に努めてまいります。

9点目、ニコチン依存症とは、やめたくてもやめられない喫煙習慣のことをいい、治療が必要な病気とされています。最終的なニコチン依存症の診断は医師が行います。

健康保険等が適用される禁煙治療を受けるための要件は、次の4点になっています。①ニコチン依存症診断テストで5点以上、②喫煙指数が200以上、③1カ月以内に禁煙を始めたいと思っている、④禁煙治療を受けることに文書で同意していることの4点です。

なお、平成28年度から34歳以下の方については、喫煙指数に関係なく対象となる改正が行わ

れ、若い世代も禁煙治療を受けやすくなりました。

たばこや禁煙についての相談、指導については、町保健師が個別に健康相談として、これまで同様に対応いたします。

10点目、平成29年4月からの町の敷地内禁煙事業の会議の中では、町なかの公園や船岡城址公園、太陽の村についての検討を行っています。

町の敷地内禁煙事業については、町直営の施設を対象施設としていますので、町が管理している公園については、敷地内禁煙となります。

また、船岡城址公園や太陽の村などの指定管理施設につきましては、受動喫煙防止の観点から、敷地内の分煙の徹底措置を講ずるよう、指定管理者に協力を要請するものとしています。

第1問目は以上です。

○議長（加藤克明君） 2問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 2問目についてお答えします。

現在、町内の小中学校に配置している児童生徒にかかわるICT機器は、パソコン室のデスクトップパソコン、タブレット、電子黒板、プロジェクター、実物投影機などがあります。

平成21年度に整備した電子黒板については、重量があり、限られた階での利用となっていますが、平成26年度に整備したタブレットと接続することにより、利用の幅が広がってきています。例えば先日、船迫小学校で行われた英語活動の授業研究では、船迫中学校の英語担当教員が協力し、タブレットを電子黒板に接続して、中学生が英語で小学生に語りかける映像を見せていました。小学生は、中学生が語りかける英語に集中して耳を傾けていました。

また、平成26年度に導入したプロジェクターと実物投影機は、事前の準備なしに教科書や資料を即時に拡大表示できるため、児童・生徒に映像に注目させたり、考え方を共有したりするなど、効果を発揮しています。プロジェクターは持ち運びしやすく、接続も容易であり、各学校で活用について研修も行われているので、これからさらに使用頻度は高くなると思われます。

今後については、平成28年度当初予算に計上したとおり、教職員が職員室で使用している校務用のパソコンの入れ替えやタブレットなど、児童・生徒も授業で活用できる機器の整備も計画しているところです。また、文部科学省は教育の情報化ビジョンを示しており、宮城県教育委員会も児童・生徒のためのICTによる授業改善策としてタブレットを活用したMIYAGI Styleの推進を提案しています。今後の動向を注視しながら、ハード面では、機器の拡充、普通教室のネットワーク化を、ソフト面では、先生方はもちろんのこと、子供たちも活

用できる方法について研修する機会を設けていきたいと考えています。教職員の要望を受けとめながら、児童・生徒間、教師間、学校間で格差が生じることのないよう整備を進めてまいります。

これまでの紙資料や黒板の活用とともに、ICT機器の活用を図りながら、児童・生徒の学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力の向上につなげる授業づくりを効果的に進めるための最善の方法を検討、実施してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 3 問目、4 問目、町長。

○町長（滝口 茂君） 3 問目、障害者雇用率の関係でございます。

今般、公表された実雇用率は、宮城県は全国では最下位という結果でありました。仙南地域の状況は、ハローワーク大河原管内のデータによりますと、全労働者9,442人のうち、障がい者数は190人であり、割合は2.02%で前年から0.07ポイント上昇しており、県の実雇用率を0.23ポイント上回る状況になっています。

なお、市町村ごとの実雇用率については、公表されておられません。

県内の雇用率が全国最下位という結果であることから、宮城労働局と宮城県で共同によるみやぎ障害者雇用改善推進計画を本年1月に策定したようでございます。計画ではことしの目標を前年から0.09ポイント上回る1.88%、人数では243人増を目指し、昨年の全国水準まで引き上げることを目標に掲げ、取り組むものです。

本町の障がい者就労支援の今後の取り組みとして、平成28年度はハローワーク等の関係機関と連携し、障がい者雇用への理解を深めていただくために、企業向けの研修会を開催し、障がい者雇用への理解と普及、促進を図ってまいります。

また、地方創生加速化交付金を活用し、柴田町太陽の村施設内に社会福祉法人はらから福祉会を運営主体とした、石窯ピザや牛タン料理を提供する店舗を開設し、障がい者雇用の拡大と就労支援を行う計画があります。

なお、町では現在、障害を持つ方々に対し、障がい者就労事業所への視察を実施しております。視察は、本人やご家族にどのような就労先があるのか、どのような作業をしているのか、本人の就労の可能性はあるのか、などをじかに自分の目で見て感じていただき、就労に結びつけるために実施しているものでございます。

4 点目、太陽の村でございます。

太陽の村のふわふわドームについては、今年度整備を予定しておりましたが、さきの12月会

議において減額補正させていただき、平成28年度に新たに整備することとしております。

当初、ふわふわドームは主に管理上の観点から日時計前の広場に整備する予定でしたが、敷地がやや狭小であり、子供たちが安全に走り回って遊ぶスペースが足りないのではという懸念や、バンドフェスティバル、新米まつり、しばたの柚子フェアなどの大きなイベント時の対応などから、整備位置については、今年度進めております地方創生先行型上乗せ交付金事業「太陽の村冒険遊び場整備事業」の中で、改めて施設全体のゾーニングの検証を行い、あわせて遊具の整備についても計画に位置づけることとしておりました。

施設全体のゾーニング見直しについては、子育てサークルのお母さん方や仙台大学で遊具を研究している先生や学生、町関係課職員をメンバーにワークショップを開催し、検討していただきました。

検討の結果、メンバーの皆さんには町提案のとおりご承認いただきましたが、特に遊具の整備については、子供たちが自然の中で安全にゆったり遊べる場所が好ましいとのご意見をいただきました。計画では、日時計前広場に幼児遊具を、日時計下の南東側あずまや付近にふわふわドームを初めとする、子供と大人と一緒に楽しめるような遊具を整備する計画としております。遊具の種類や仕様等については、今後ワークショップや利用者の声を聞きながら検討してまいります。

地方創生交付金事業及び12月会議での補正予算では、年度内に日時計前広場に幼児遊具を4基、先行して整備することとしております。また、ふわふわドームにつきましては、平成28年度予算をお認めいただければ4月に発注し、8月中の完成を予定しております。

以上です。

○議長（加藤克明君） 我妻弘国君、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 電子タバコですけれども、動作によって従来のたばこを吸っている感じと同じように感じる。これではうまくないから、やはりきちっと区分するという話なので、大変いいと思っております。ぜひそのようにしていただきたいと思えます。

もう一つたばこで、日本禁煙学会の集計では、禁煙の保険治療施設は全国で1万6,000カ所を越すそうです。治療にかかる総費用は12週間で6万6,000円、保険適用で2万円以内に納まるとなっております。禁煙した人が、1本でも再喫煙しますと、再びニコチン依存症になるというので、医療関係者は1本お化けと呼んでいるんだそうです。珍しいお化けがいるもんだなと思って見ました。その方が再度治療するときには、1年間治療を受けられないということになっているんですけれども、柴田町では、これから禁煙者の目標率を立てて考えていくのかど

うか、お伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 町では健康計画、健康しばた21で、たばこについては数字等を期待しているんですが、それは禁煙率というものではなく受動喫煙をさせないという意味での数字を出しております。個人がたしなむ嗜好品としてのたばこを、町が吸う、吸わないを規定できるものではありませんので、そこは子供たちとか不特定多数の方がたくさんいらっしゃる地域の敷地内、場所ということでの数字は出してございまして、禁煙については触れてはおりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） しかし、たばこを吸うと医療費がすごくかかっていくんです。そういう意味では、専売公社もあそこを書いてあるんです。これは吸ったらこうなりますと。これはやっぱり言わなくても、柴田町の医療費を安くしてくださいと訴えていかなきゃならないと思うんですよ。やはり、たばこ税が入る前に、出ていくものも入る以上に出ていくということをやっぱりわかってもらわなきゃならないです。特に職員の方にはわかっていたきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 非常にお答えしにくい……。 （「かばっているの」の声あり）
データで申し上げますと、東北大学の辻一郎教授、健康日本21にも関係している教授の方なんですけれども、教授が出した以前の数字があるんですが、医療費とたばこの本数の影響ということで、非喫煙者であれば、大体そのときのデータに基づいてなんです、49万円の医療費が1年間でかかっているとすると、喫煙している方は、プラス3万円で52万2,000円かかる。それは1本でも吸っていたら同じで、29本まで同じというデータがあるんです。30本超えますと、55万2,000円ということで、非常に、1本だからというのが、多分その1本お化けというのはそこから出てきたのかなと思うんですけれども、喫煙するか、しないかどちらかかというのが医療費のデータからは出てきております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 医療費の将来の大きな病気の原因になるということを知っていただくことも大事ですけども、吸っている格好は格好悪いんだというイメージを吸っている人たちに教えてやらないとだめなんです。私たち女の人から見ると格好悪いよというのを課長に言ってもらわないとだめです。いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 私が言うというのは非常に心苦しいんですが、最近たばこのことでいろいろ反響がありますのでお答えしているのは、ご自分のお孫さん、お子さんの前で吸えますかというお話をちょっと投げかけることにしていて、将来の子供たちのために自分が大人としてのマナーをわきまえて、節度ある行動をとるという表現でしか、ちょっとなかなかお伝えできないんですが、そうお話ししております。私が言ったからではなくて、個人の意思で頑張っていたきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） そのとおりだと思います。実は、この議会で大変お世話になった方が、この間肺がんの手術をした。本人もやっぱりやめればよかったと言っているんです。ご愁傷さまと言ってきましたけれども、とにかくたばこを吸って治ったなんていうのは、余りないんです。私も毎日3箱ぐらい吸っていたんで、やめて20年たちますけれども、おかげさんで、こういうふうにメタボになりました。たばこを吸っているときは太らないんです。やめたら途端に20年で20キロふえました。それはよしとしまして、次です。

子供たちにデジタル・ディバイドということで、実はこのことは、教育長に前にお話ししましたがけれども、うちの孫がお世話になりまして、6年生は当然前から見ていたんですけども、3年生の女の子が、実は今回iPadを持ってきたんです。どうしたと言ったら、授業で使っているからと。本当かと言ったの。ゲームで何か使うの。いや、本当なんだよと。お兄ちゃんも学校で使うんだよと。どうやっていると言ったら、買える人は自分で買って持ってこい。買えない人は学校で用意すると。授業で使っている。それはもうあなたのほう、すごいねと話したんですけども、たまたま今回うちでWi-Fiの設置と。それで、商工観光課に幾らで買ったんだと。700万円と言ったか。そのほかに今度、教室だったらそれに付随して無線LANとかということになるわけです。そうすると、1学校に、例えばWi-Fiが1基100万円足らずでつけるけれども、その他のものがかかるから、これは大変な、9校もありますから、それでも館山の整備よりかからないということです。Wi-Fiは、将来使う代物ですから、やっぱり設置していかなくてはならないが、ただ、一回ではできない。ですから、少しずつやっていく必要がある。

実はデジタル・ディバイドということで、図書館に行って何か本がないかと探してもらいました。知っている職員が、うちのほうに今ないけれども、ちょっと待ってくださいと。1週間ほど待って、調べてもらいましたら、ありました。それでいろいろ調べてもらって、そのほ

かにこういうものをパソコンで引っ張り出してくれたんです。2014年度第二次検証報告書。ICTを活用した教育。武雄市なんです。それで、小学校1年生から、もうこれを出しているんです。その結果がこれにあるんです。この結果を一つ一つやっていったのなら大変でしょうから、これは後で差し上げますけれども、ぜひひとつ取り組んでいただいていい施策じゃないかと。

私は仕事柄、学校にも行って電子黒板のことを聞きました。お伺いしました。どの学校でも得意な先生はいらっしゃる。だけれども、やっぱり不得手な先生もいらっしゃるんです。それをどうやってやっていくか。昔、犬山市というところに視察研修に行ったとき、教育長が、うちの市では全国一斉の試験は受けない。受けさせない。受けなくてもできるような勉強をさせますということで、お伺いしたことがあるんですが、その教育長が中心となる先生方を二、三人つける。その先生方の周りに次の先生方。こういうことを学校に広めてくれと。そういうふうにして、犬山市と小中学校の先生方にいろんなことを進めていく。あそこでオリジナルの教科書をつくって頑張っておりました。

やっぱりこれも、デジタル・ディバイドって、格差がないようにということなんですけれども、例えば大河原町と柴田町。大河原町がよくて柴田町がだめだと、やっぱりおかしいと。今度は韓国と日本で、韓国が進んで日本が使えないんだ。これもおかしい。やはり格差のないような進め方をしていくべきだろう。そういうことで、これを私も取り上げたんですけれども、実際にもうやっているところがあるわけです。来年すぐにやってくれとは言いませんけれども、徐々にやる。こういうiPadを使ったことが始まっているということで、ぜひひとつうちらでも進めていっていただきたいと思います。お願いします。

それから、次の障がい者の雇用率、これは施政方針にも就労支援と書いてあります。ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後の太陽の村のことなんですけれども、お伺いします。

野菜の収穫をして云々ということが施政方針に書いてありましたけれども、あれはどういうことですか。

○議長（加藤克明君） 答弁求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） これは観光物産協会の事業の中で今までも取り組んできたんですが、太陽の村の畑の圃場の中に体験学習をする農業スペースがございまして、そちらで実際、本来であれば種まきとかして収穫までというのが最初はそういう形で取り組んでいたんですが、最近の事例からすると種まきとかその辺ではなくて、野菜の、主にはサツマイモとかそういった

形になると思いますけれども、収穫体験をしているという状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 私は読んでみて、畑をつくって野菜をつくると。そういうんじゃないくて、収穫をして何かあそこで、冒険公園ですからそのような何かをつくるのかなと思っていましたけれども、これは農政課の米づくりと似たようなものになりますけれども、ちょっと植えて、収穫するまでの間隔が長過ぎて、子供たちはどう考えるか。検討してみたいかでしょうか。

それから、ふわふわドームというのは、私らも見て聞いてそれからわかっているつもりですが、ふわふわドームのほかにも何かこう魅力的な遊具がありましたか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 町長答弁の中でもちょっと話はしたんですが、今現在、日時計前広場にまずは幼児遊具を、地方創生の予算と12月会議でお認めいただいた予算の中で整備していきたいということで考えております。それから、ふわふわドームについては平成28年度予算でお認めいただいた場合ということなんですが、今後の整備としては、この間2月18日にワークショップを開いた際に、仙台大学の金先生という早稲田大学からお見えになった先生、今大学で講師としてお勤めなんですが、その方が幼児から高齢者までの遊具をいろいろ研究されているというようなことで、金先生だけではなくて、ほかのお母さんとかいろいろ参加者の方からご意見をいただいたわけなんです。

今後お話の中では、ほかの場所になような遊具もちょっと検討してほしいとかというものがあつたわけなんです、今後そのワークショップの中とか、あとはちょっといろいろ利用者の方のご意見を今まで余り聞いてこなかったかなというこちらの調査不足というのは当然あるわけなので、おいでいただく方にいろいろアンケート調査的なことをして、どういった遊具がいいのか、あとはこういった計画ですというのをある程度示した中で、ご意見をいろいろいただいて検討していきたいと考えています。いずれ子供が体を動かして体力づくり等に結びつくような楽しい遊具という形で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） そり滑り、特に東側の滑る場所に、下のほうの側溝とそれからタンクがありますね。あれはどうなるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） そり滑りを今想定している場所については、旧館建物の北側の、太陽の村はいろんなところに斜面があるわけなんです、短斜面というか、一方向に滑る、ある

意味安全的にはそちらのほうがいいのかなということで、そちらの場所を想定しております。今ある例えば升みたいな障害物、おっしゃるとおり下には多分あそこに花木園というか、そういったところがありまして、そことの間の排水処理の関係でU字溝とかが現在あります。そちらに関しては、今すぐというわけではないんですが、そり滑りの場所として整備する中では、当然かなり勾配がきついということもございますので、セーフティネットのいろんなことを、今どのようにするかちょっとこれからなんですけれども、そういった部分を考えながら、安全な形で整備していきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） そうですね。私も3歳ぐらいの孫を連れて、あそこでそり滑りをさせたことがあるんです。危ないものですから下で待っていて受けたんですけれども、3歳の子供のスピードでも倒れるんです、こっちも。相当なスピードがあるものですから、きちっと乖離なんかをつけていただければ、恐らくなくなるのかなと。ぜひひとつ、けがのないようなことをやっていただきたいと思います。

それから、先月だったか、先々月だったでしょうか、太陽の村にマンジュシャゲを植える会の話があったんですけれども、どのようになりましたか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 今回の地方創生の活動の中で、親子体験プログラムを3回実施するというので、過去2回については、1月に変わりノリ巻きということで、恵方巻きづくりを親子15組30名の方に参加していただきました。つい先日、2月27日にはネイチャークラフトということで、本当であれば太陽の村いこいの森等を回って、自然にあるものを使ってということ考えていたんですが、ちょっと舗装の関係とかもありますし、天候でどうなるかわからないということで、持ち込んだ木の枝とかを使って、そちらも親子で体験していただいたわけです。

今、議員おっしゃったのは、3月19日土曜日に開催する予定の、太陽の村ハイキングとマンジュシャゲの植栽体験ということで、その中で実施するわけなんです、あわせてその地方創生の事業の中で景観形成ということで、今現在、あそこの展望する日時計のところから南東側におりたところに花壇があると思うんですが、その花壇の一部にもマンジュシャゲを植栽したいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） マンジュシャゲは館山にもあるし白石川にもあるんです。べったりある

んです。私、大嫌いなんです。きのう同僚議員がにおい桜と言ったんです。におい桜を嫌うって言うんだね。これはいいことを聞いた。私はマンジュシャゲが嫌いだ。言えば通るんだと。これは私、ちょっと館山と白石川ぐらいならいいけれども、太陽の村まで赤いのになんかしないでください。私、本当に嫌です、あれ。私、あのころは、あれはお寺だけだった。今は長照院に植えているんです、去年から。河原とか館山に来たときも、私は何やと思いました。でも、一生懸命やっているのに、だけれども今度また太陽の村では、私は反対します。ご検討ください。何か代案はありますか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 太陽の村の花畑については、議員もご存じのとおりツツジやサツキの庭園樹、花木のほかにも春から秋まで季節ごとに楽しめる草花ということでスイセン、エメリカリス、あとはコスモスなどを植えております。そして、今回ちょっとヒガンバナを植えたところ、今まではシバザクラとかマツバギクとか、その他何種類かの草花を植えてまいりました。実際現場にも行って見たんですが、風化岩系の痩せた土壌というか、そういった赤土の状態になっております。そのためになかなか生育が悪く、根づかなかったこともあったかと思えます。土壌改良も当然今までも行ってきたわけなんです、傾斜があるということもございまして、余り深く掘り込むとそれが原因で土砂流出ということで、それも今まで何度かやってきております。この部分に関しては当然あきというか、実際ものが育っていない、草花がないということで、裸地になっている状態で、今でもちょっと景観上も好ましくないのかなと前から考えておりました。それで、3年ほど前から、面積としてはそんなに大きくないんですが、花壇の一部にヒガンバナを試験的にちょっと植えていたという状況でございます。その結果、現在も順調に生育しているという状況も見られましたので、管理をしている業者ともいろいろ話したんですが、そういったものもいいんじゃないかということで、今回ちょっとそういった計画にしています。

ただ、色に関しては、別名リコリスといわれているぐらいヨーロッパではいろんな種類の色がございまして、赤も当然出てくるんですけども、そのほかの色もちょっと植え込んでいきたいと考えております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） そうですね。リコリスというマンジュシャゲと同じような花なんですけれども、白もあります。ピンクもあるし、パープルもあるし、ぼかしもあるんです。たくさんありますから、赤ばかりではありませんから、どうぞご検討ください。

私はどうも赤というのは、何というんですか、私の育ったところが大光寺と恵林寺の間で、もういつもあれでまたかというので、そういう節になってきたとわかるんですけども、でも、私は観光客に見せるような花だとは思いません。ご検討いただければ。

以上で終わります。

○議長（加藤克明君） これにて、16番我妻弘国君の一般質問を終結いたします。

以上で、一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

日程第3 議案第56号 固定資産評価審査委員の選任について

○議長（加藤克明君） お諮りいたします。日程第3、議案第56号固定資産評価審査委員の選任については人事案件でありますので、議員全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において議員全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。

議員全員協議会終了後、再開いたします。

午後2時22分 休 憩

午後2時31分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第3、議案第56号固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第56号固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員としてご活躍いただいております佐藤英世氏は、平成28年4月12日をもって任期満了となります。佐藤氏は東北学院大学法科大学院において、行政法の教授として教鞭をとり、固定資産評価審査委員会設置の目的である固定資産の価格に係る不

服審査の専門的知識を有しており、人格的にも温厚で、職務遂行能力も十分兼ね備えた方
あります。昨今、固定資産評価に関する住民の関心も高くなっており、今後、予想される行
政不服審査等に対応できる知識を兼ね備えた佐藤英世氏を再任いたしたく、ご提案申し上げ
る次第であります。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第56号固定資産評価審査委員の選任についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、議案第56号固定資産評価審査委員の選
任については、これに同意することに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時33分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを
証するためここに署名する。

平成28年3月9日

議 長

署名議員 番

署名議員 番